高知県消防広域化基本計画あり方検討会
第２回総務部会

日時：令和７年８月６日（水）13 時 30 分～15 時 30 分
場所：高知県庁本庁舎　３階東　防災作戦室

次　第

１　開会

２　高知県危機管理部長あいさつ

３　議事
（１）第１回専門部会でのご意見と対応について【資料１】
（２）主な協議・意見交換事項　【資料２～４】
（３）意見交換

４　閉会

配布資料

委員名簿
出席者名簿
配席図

【資料１】第１回専門部会でのご意見と対応について	Ｐ１～16
【資料２】高知県消防広域化基本計画（改定後）の骨格（目次）	Ｐ17
【資料３】主な協議・意見交換事項	Ｐ18～54
【資料４】高知県消防広域化基本計画（改定後）の骨格（素案）	Ｐ55～69

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 総務部会　委員名簿

（敬称略）

通し番号	所属	職名	氏名
1	近畿大学経済学部	国際経済学科長・教授	井田　知也
2	高知市	市長	桑名　龍吾
3	安芸市	市長	横山　幾夫
4	南国市	市長	平山　耕三
5	宿毛市	市長	中平　富宏
6	田野町	町長	坂本　正徳
7	北川村	村長	上村　誠
8	本山町	町長	澤田　和廣
9	中土佐町	町長	池田　洋光
10	黒潮町	町長	大西　勝也
11	高知市消防局	消防局長	中城　純一
12	土佐清水市消防本部	消防長	宮地　直道
13	香南市消防本部	消防長	藤田　博三
14	仁淀消防組合消防本部	消防長	伊藤　実
15	中芸広域連合消防本部	消防長	竹内　誠祥

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第２回総務部会　出席者名簿

○総務部会委員　（敬称略）

通し番号	所属	職名	氏名	出欠等	
				出席	欠席
1	近畿大学経済学部	国際経済学科長・教授	井田　知也	○	
2	高知市	市長	桑名　龍吾	○	
3	安芸市	市長	横山　幾夫	○ 代理:副市長　竹部 文一	
4	南国市	市長	平山　耕三	○ 代理：副市長　村田 功	
5	宿毛市	市長	中平　富宏	○（オンライン） 代理:副市長　上村 秀生	
6	田野町	町長	坂本　正徳	○（オンライン） 代理:副町長　山中 大成	
7	北川村	村長	上村　誠	○（オンライン） 代理：副村長　岡宗 秀明	
8	本山町	町長	澤田　和廣	○ 代理：副町長　髙橋 清人	
9	中土佐町	町長	池田　洋光	○（オンライン） 代理:副町長　竹﨑 秀樹	
10	黒潮町	町長	大西　勝也	○（オンライン）	
11	高知市消防局	消防局長	中城　純一	○	
12	土佐清水市消防本部	消防長	宮地　直道	○	
13	香南市消防本部	消防長	藤田　博三	○	
14	仁淀消防組合消防本部	消防長	伊藤　実	○	
15	中芸広域連合消防本部	消防長	竹内　誠祥	○	

○その他委員　（敬称略）

通し番号	所属	職名	氏名	出席方法
16	危険物保安技術協会	技術顧問	小林　恭一	オンライン
17	高知県立大学看護学部	教授	木下　真里	オンライン
18	みんなでつくる まちづくり財団HATA！ （公益財団法人HATA）	代表理事	竹村　優香	オンライン
19	室戸市消防本部	消防長	多田　周平	オンライン
20	安芸市消防本部	消防長	久川　陽	オンライン
21	南国市消防本部	消防長	三谷　洋亮	オンライン
22	香美市消防本部	消防長	野口　正一	オンライン
23	高吾北広域町村事務組合消防本部	消防長	徳弘　信也	オンライン
24	高幡消防組合消防本部	消防長	佐々木　義人	オンライン
25	嶺北広域行政事務組合消防本部	消防長	川村　諭	オンライン

○オブザーバー　（敬称略）

通し番号	所属	職名	氏名	出席方法
26	総務省消防庁消防・救急課	課長補佐	岩熊　俊介	オンライン
27	総務省消防庁消防・救急課	広域化推進係長	小山　勝久	オンライン

○事務局

通し番号	所属	職名	氏名	
28	高知県危機管理部	部長	江渕　誠	
29	高知県危機管理部	副部長（総括）	国則　勝英	
30	高知県危機管理部	副部長	浜田　展和	
31	高知県危機管理部	参事・消防政策課長	鈴木　知基	
32	高知県危機管理部消防政策課	消防指導監	小松　長憲	
33	高知県危機管理部消防政策課	課長補佐	森本　順也	
34	高知県危機管理部消防政策課	消防広域化推進室長	小笠原　隆	
35	一般財団法人消防防災科学センター	部長	渡辺　雅洋	※オンライン
36	一般財団法人消防防災科学センター	審議役	梨本　雅久	※オンライン

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第2回総務部会　配席図

日時：令和7年8月6日（水）13時30分～15時30分
場所：高知県庁本庁舎　3階　防災作戦室

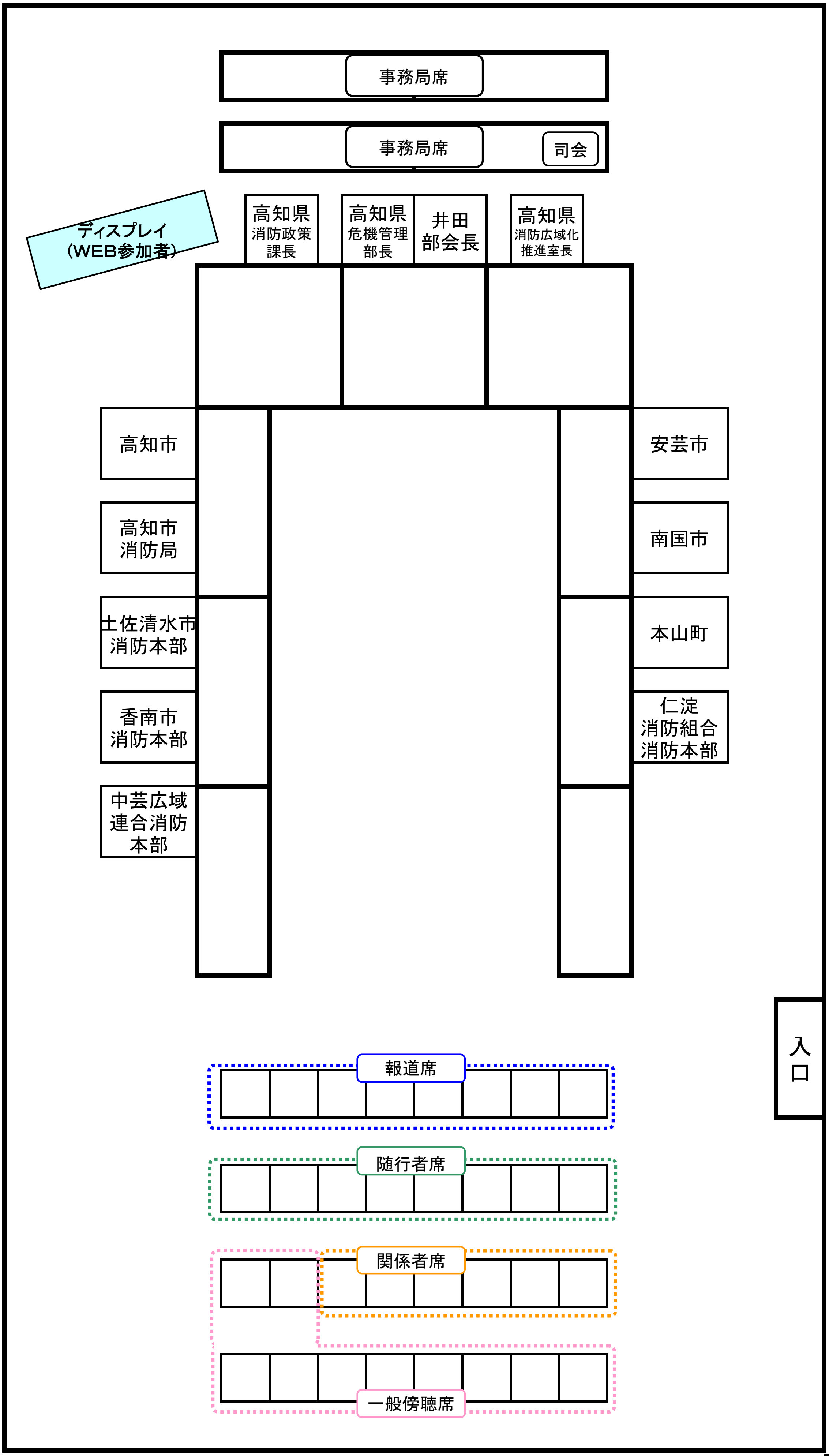

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
1	スケジュール	◎　総務	5/28 総務 桑名委員 (高知市)	今年度後半のスケジュールが心配。基本計画案の決定後、議会との調整も必要であり、何かでつまづいた時に対応できる時間が足りないのではないか。	基本構想Ｑ＆Ａ（Ｑ15への回答）のとおり、消防広域化は、各消防本部の存廃を左右し、県内全ての市町村をはじめとする多くの関係者が関わる一大プロジェクトです。 そのため、一定のスケジュール感や目安となる目標の時期を示して、関係者の共通の認識のもとで議論を進めることが不可欠であると考えます。 こうした観点から、基本構想では現時点で県として最も望ましいと考えるスケジュール案を提示しています。 一方、法令上、法定協議会の設置と広域連合の設立の際には、県内全ての市町村議会及び県議会において、合わせて２回の議決をいただくことが必要となります。 このため、全ての市町村と消防本部の理解やコンセンサスなしに、消防広域化を進めることはできず、関係者の理解を得られるよう必要な調査分析を行い、十分な意思疎通を図りながら、広域化実現に向けたプロセスを丁寧に進めていく必要があると考えています。 基本計画の決定に向けては、方針等をできる限り早い段階で委員に提示して合意形成に努め、その上で、あり方検討会における議論の熟度を見ながら、合意形成に時間がかかる場合には、その時点でスケジュールを検討したいと考えています。
2	スケジュール	◎　総務	5/28 総務 平山委員 (南国市)	議会と調整しないと合意形成できないので、そうした作業工程をスケジュールに盛り込んで欲しい。	
3	スケジュール	◎　総務	6/4 財務 板原委員 (土佐市)	「ある程度」の議論で進めるのは駄目。各専門部会で納得した上で、議会に説明できるよう熟度を高める必要がある。（スケジュールの）目標ありきではなく、納得の上で合意形成できるようにして欲しい。	
4	スケジュール	◎　総務	6/4 財務 中城委員 (高知市消防)	議会への丁寧な説明が必要になるので、基本計画の段階でしっかりとした内容を盛り込み、広域化の具体的なイメージを全市町村で共有できる形にする必要がある。スケジュールありきで必要な議論を先送りすることがないようお願いする。	

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
5	基本計画の内容	◎　総務	5/28 総務 桑名委員 (高知市)	総論賛成、各論反対になりがち。実施計画のような各論の細かい内容が出てないと、基本計画を議会も認めにくいということが想定される。基本計画と合わせて、実施計画の内容もある程度わかるようにしないと議論が進まないのではないか。	広域化の目的やメリットの他、職員の処遇など各種課題への対応方針を市町村議会や県議会にもご理解いただけるよう、必要な調査やシミュレーション等を行った上で、それらの結果を提示しながら、丁寧に議論していきたいと考えています。
6	基本計画の内容	◎　総務	5/28 総務 桑名委員 (高知市)	職員の処遇が先送りになると不安が広がるので、基本計画の時点でしっかりとしたものを作って欲しい。	
7	基本計画の内容	◎　総務	5/28 総務 平山委員 (南国市)	議会に対して、南国市にとってのメリット・デメリットの説明が必要。	

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

<table>
<tr><th>NO.</th><th>項目</th><th>関係部会</th><th>発言者</th><th>ご意見の内容</th><th>県の考え方</th></tr>
<tr><td>8</td><td>他県事例</td><td>◎　総務</td><td>5/28
総務
桑名委員
(高知市)</td><td>奈良県の先行事例について、奈良市と生駒市が脱退した理由を研究して欲しい。</td><td rowspan="2">平成24年１月の奈良市長のブログ「消防広域化からの脱退」で、奈良市が消防広域化から脱退した理由は以下のとおり紹介されています。
「検討を進める中で、これまで各本部が独自の予算で取得・整備してきた車両や機器等の財産の帰属や、年収ベースで最大約150万円の格差がある職員給与や手当の一元化等、いくつもの課題が見えてきました。特に広域化に伴って必要となる約30億円の臨時的経費に関しては、広域化を主導する国や県の負担がほとんどなく、構成する各自治体で按分した場合、奈良市の負担が非常に重くなることがネックとなります。以上の理由から、奈良市としては県下一元化の消防広域化からは脱退せざるを得ないと判断し、先日開かれた会合でその意向を表明しました。」

平成24年３月に生駒市長が議会で行った施政方針及び議案提案理由説明では、以下のとおり述べられています。
「県下１消防本部体制とする広域化については、広域化後の具体的な消防署や人員の配置、広域化が本市にもたらすメリット等が見えない中で、見切り発車でスタートすることには大きな不安があり、また、隣接する奈良市も離脱し、本市にとってのメリットが乏しくなることが明確になったため、奈良県消防広域化協議会から離脱し、単独での運営を決定しました。」</td></tr>
<tr><td>9</td><td>他県事例</td><td>◎　総務</td><td>6/4
財務
片岡委員
(佐川町)</td><td>奈良県内の広域化の事例で、奈良市と生駒市が脱退した理由は何か。</td></tr>
</table>

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
10	他県事例	◎　総務	5/28 総務 横山委員 (安芸市)	奈良県等の先進事例におけるメリット・デメリット、職員処遇等の課題を整理して欲しい。	令和６年３月に消防庁が定めた広域化に関する基本指針では、広域化によって ①災害発生時における初動体制の強化やノウハウの共有 ②運用可能な部隊数の充実及び統一的な指揮の下での効果的な部隊運用 ③本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強 ④予防業務、救助業務、救急業務等の高度化及び専門化 ⑤財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備 ⑥消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮 等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。 とされています。 また、平成25年に消防庁がまとめた「消防広域化事例集」では、課題の一例として以下の点が挙げられています。 ○職員の身分や給与の一本化 ・広域化前の状態が続いている ・激変緩和措置として２年間は現給保障し、その後は人口の最も多い市に準じて条例化 ・公安職給料表を適用し、特殊勤務手当を全て廃止 ・広域化後の職員の身分は、構成市町村からの派遣 ○昇任試験の見直し（消防司令・消防司令補が多い） ○財産や負担金の調整等の意見集約や合意形成の長期化

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
11	他県事例	◎　総務	6/2 消防 山﨑委員 (馬路村)	他県の広域化で現場要員として再配置された事例について、具体的にはどの部署へ再配置されたのか。	多くの職員が既存の現場部隊へ再配置されたほか、高度救助隊や広域支援隊といった新たに創設された部隊に配置された例があります。
12	職員の採用	総務	5/28 総務 大西委員 (黒潮町)	地元の消防を地元の人間に任せたい。土地勘の他、消防団との関係性でも優位だと考える。 採用を一元化した後、20年・30年後の人員配置の割合がどうなるかシミュレーションして欲しい。	国立社会保障･人口問題研究所の推計によると、20～24歳人口及び減少率について、幡多中央消防組合消防本部管内の四万十市及び黒潮町と、高知県全体の推計値は以下のとおりとなっています。 【四万十市及び黒潮町の20～24歳人口及び減少率】 ・R7.4.1推計　　　　:847人 ・R17推計（10年後）:735人（R7.4.1比:▲13.2%） ・R27推計（20年後）:499人（R7.4.1比:▲41.1%） 【高知県全体の20～24歳人口及び減少率】 ・R7.4.1推計　　　　:24,871人 ・R17推計（10年後）:20,572人（R7.4.1比:▲17.3%） ・R27推計（20年後）:14,583人（R7.4.1比:▲41.4%） 20～24歳人口の減少率については、幡多中央消防組合消防本部管内と県全体が同程度となっていることから考えれば、地元出身者の配置の割合は同程度で推移するのではないかという見方ができます。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
13	職員の採用	総務	5/28 総務 大西委員 (黒潮町)	採用の経過措置として、方面消防本部単位での採用を行って欲しい。方面消防本部単位での採用が難しい状況になれば、本部での一括採用にして欲しい。 このやり方のメリット・デメリットを次回の部会で示して欲しい。	基本構想Ｑ＆Ａ（Ｑ10への回答）では、一括採用を想定しているとしていますが、方面消防本部内での勤務を基本とすることを条件として採用することにも一考の価値があると考えています。その際のメリットやデメリットについては、以下の点が考えられます。 【メリット】 ・地域ごとの採用枠を適切に設定できれば、行政需要及び本人の希望に応じた地域での採用や配置が可能。 ・地域の実情に通じた職員を長期・安定的に配置でき、災害時等のきめ細かな対応が期待できる。 ・採用時の地域選択において、第２希望を認める等、緩やかな運用を行うことで、県全体として優秀な人材確保が可能。 ・採用後の事情変更に応じた選択変更を柔軟に認める運用により、本人の希望に応じたスキルアップ等のための広域異動等により、組織力の向上が期待できる。 ※次ページへ続く

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
14	職員の採用	総務	5/28 総務 大西委員 (黒潮町)	採用の経過措置として、方面消防本部単位での採用を行って欲しい。方面消防本部単位での採用が難しい状況になれば、本部での一括採用にして欲しい。 このやり方のメリット・デメリットを次回の部会で示して欲しい。	※前ページから続く 【デメリット】 ・人口減少等により、地域の要配置人員と既採用人員との間に乖離（かいり）が生じた場合、行政需要に応じた適切な人員配置が困難となる可能性がある。 ・配置職員の経験知が均質化し、想定外の危機事象に適切に対応できる多様な経験を有する人員の配置が困難となる恐れがある。 ・地域ごとで志望状況の差により、採用可能な人材の水準に格差が生じる可能性がある。 ・採用後の選択変更を認めない厳格な運用になれば、かえって本人の希望に応じた配置を妨げる可能性がある。
15	職員の採用	◎　総務	5/28 総務 澤田委員 (本山町)	一括採用で、新採が市部に集中することにならないか心配している。	広域化後に新たに採用される職員については、配属先の対象を県内全域とすることを想定しています。 一方で、地元で働きたい等の希望もあることから、各市町村長等のご意見を踏まえ、職員の募集や採用、配置の考え方を検討したいと考えています。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

<table>
<tr><th>NO.</th><th>項目</th><th>関係部会</th><th>発言者</th><th>ご意見の内容</th><th>県の考え方</th></tr>
<tr><td>16</td><td>職員の採用</td><td>◎　総務
財務
消防</td><td>6/2
消防
徳弘委員
(高吾北消防)</td><td>今後は職員定数を「消防力の整備指針」で定める人数に近付けていくことになると思うが、それに見合う職員採用を広域連合の発足時点でどのように行うのか。</td><td rowspan="3"><u>基本構想Ｑ＆Ａ（Ｑ９への回答）</u>のとおり、消防職員の充足率については、広域連合発足時は、県民人口65万人を１つの消防本部として全県を管轄することになり、目標数（充足率の分母）についても、スケールメリットを反映した算定に見直す必要があります。

また、３交代制の導入や欠員補充などにより職員数を増加させる場合には、必要となる財源の確保の方策についても検討が必要となります。
職員の採用や職員配置については、シミュレーションの結果等を踏まえ、総務部会や財務部会、消防業務部会で検討したいと考えています。</td></tr>
<tr><td>17</td><td>勤務体制</td><td>◎　総務
財務
消防</td><td>5/28
総務
平山委員
(南国市)</td><td>勤務体制について、３交代制で統一するのか。</td></tr>
<tr><td>18</td><td>職員の配置</td><td>◎　総務
財務
消防</td><td>6/4
財務
中城委員
(高知市消防)</td><td>広域連合の勤務体制を統一する必要があり、３交代制であれば人員増は必須で、広域連合の本部事務局の職員も必要になる。そういった点を踏まえた現実的な財政シミュレーションにして欲しい。</td></tr>
</table>

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
19	職員の配置	◎ 総務 財務 消防	5/28 総務 横山委員 (安芸市)	人口減少が進んだ将来で、最低限必要となる消防職員数がわからないか。	第１回総務部会でお示ししたとおり、人口減少下でも県内の消防職員数は増加しており、その背景の１つとして、救急出動件数の増加が考えられます。 【生産労働人口（15～64歳）】 ・平成25年：42.5万人　　・令和５年：35.5万人 【消防職員数】 ・平成25年：1,148人　　・令和５年：1,212人 【救急出動件数】 ・平成25年：38,306件　　・令和５年：46,822件 将来の消防職員数については、人口減少の状況のほか、救急をはじめとする消防サービスへの需要、交付税等の財源等を考慮して判断することになります。 こうした社会情勢の変化に合わせて国が「消防力の整備指針」を見直すことも考えられ、人口減少が進む中において将来的に最低限必要となる消防職員数を現時点でお示しすることは困難だと考えています。 なお、基本構想では、第１期（令和10～12年度）においては、現状の40署所体制及び職員の総定数については現行水準を下回らないことを基本として、組織・定数の設定を検討することとしています。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

<table>
<tr><th>NO.</th><th>項目</th><th>関係部会</th><th>発言者</th><th>ご意見の内容</th><th>県の考え方</th></tr>
<tr><td>20</td><td>職員の配置</td><td>◎　総務
財務
消防</td><td>6/4
財務
野口委員
(香美市消防)</td><td>分賦金の算出には人件費が重要。奈良県の広域化の事例では一般職が採用されており、高知県でも同様の職員が必要になると思うが、こうした職員数を第３回専門部会（10月頃）に提示できるのか。</td><td rowspan="2">分賦金や職員数については、広域連合本部のほか、方面消防本部や署所ごとに、日勤を含めた職員配置に関するシミュレーションを行い、各消防本部へのヒアリングも行った上で、第３回専門部会（10月頃）に提示したいと考えています。</td></tr>
<tr><td>21</td><td>職員の配置</td><td>◎　総務
財務
消防</td><td>6/2
通信
多田委員
(室戸市消防)</td><td>消防本部の日勤の職員は年齢が高い傾向があり、そうした職員を現場に復帰させるのはハードルが高いと思う。（再配置の）数合わせでは現場の職員が増えることにはならないのではないか。</td></tr>
<tr><td>22</td><td>人事異動</td><td>◎　総務
消防</td><td>5/28
総務
平山委員
(南国市)</td><td>「管轄区域内の異動を想定」とあるが、「管轄区域内」の具体的な範囲は。</td><td rowspan="2">基本構想Q＆A（Q12への回答）のとおり、広域化後の人事異動の傾向としては、一部の職員については、旧管轄区域外に異動するケースが広域化前よりも一定程度増えることも考えられますが、多くの消防職員の場合、引き続き管轄区域内での異動が中心となるものと想定しています。

「管轄区域内」の範囲は、「広域化前の消防本部の管轄区域内」を想定していますが、具体的な人事異動のあり方について、総務部会や消防業務部会で検討したいと考えています。</td></tr>
<tr><td>23</td><td>人事異動</td><td>◎　総務
消防</td><td>5/28
総務
横山委員
(安芸市)</td><td>広域化で職員の居住地がどうなるのか心配。地元の消防本部へ勤めたい職員が多い。</td></tr>
</table>

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
24	給与	◎　総務 財務	5/28 総務 平山委員 (南国市)	市民や消防団からも広域化に慎重な意見が多く、奈良市と生駒市が脱退したことも知られている。 奈良県からも反省点として、給与面の整理ができずに広域化したと聞いている。	基本構想Q＆A（Q11への回答）のとおり、各消防本部から広域連合に移行する職員の給与については、新たな給与表において、移行前の給料月額を下回らない号俸に格付けを行うことを基本と考えています。 現行の消防本部間における給与面の不均衡の是正を求めるご意見が職員関係団体にあることは承知しておりますが、給与を統一する場合には、必要となる財源の確保の方策についても総務部会や財務部会で検討したいと考えています。
25	シミュレーション	◎　総務	5/28 総務 伊藤委員 (仁淀消防)	シミュレーションについて、できたものから順次提示されるそうだが、スピード感を持って対応いただけるという認識で良いか。	あり方検討会や専門部会での議論の判断材料として、シミュレーションの結果が重要となるため、できたものから専門部会等で順次提供したいと考えています。 また、第３回専門部会（10月頃）で合意する方針等についても、シミュレーションを踏まえた内容にしたいと考えています。
26	シミュレーション	◎　総務	6/2 通信 三谷委員 (南国市消防)	第３回専門部会（10月頃）で合意する事項は、シミュレーションによる運用効果を加味した内容になるのか。	
27	指令システム	◎　総務 財務 通信	6/4 財務 中城委員 (高知市消防)	指令システムの整備費用やランニングコストの負担への不安が大きい。物価高騰の影響が予測しづらいが、特にランニングコストを見落とすことがないようにして、負担額を示して欲しい。	
28	指令システム	◎　総務 財務 通信	6/4 財務 佐々木委員 (高幡消防)	ランニングコストが高すぎて、指令システムの共同運用を断念した他県事例があると聞いている。シミュレーションを早く示して欲しい。	

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
29	財政措置	◎　財務	6/4 財務 板原委員 (土佐市)	令和７年度で終了する緊急防災・減災事業債が別の形になる可能性もある。新たな国の財政措置に関する情報収集もしっかり行って欲しい。	緊急防災・減災事業債など、国の財政措置に関する情報収集を行い、あり方検討会等で共有したいと考えています。
30	財政措置	◎　財務	6/4 財務 野口委員 (香美市 消防)	奈良県での広域化における、奈良県の負担額を調べて欲しい。また、高知県での広域化では、高知県の負担額はどうなるのか。	奈良県での広域化の事例では、準備組織に対して県から５年間で合計約1,000万円の補助が行われたと伺っています。 また、指令センターの整備費のうち、国費を除いた実質負担額の約14億円に対し、県が1/2補助を行ったと伺っています。 高知県での広域化における県の負担については、県の組織である消防学校や消防防災航空センターに係る経費と、それに伴う広域連合本部の事務に係る経費を負担することを考えています。 広域化に要する経費については、まずは国の財政措置を最大限活用していくことが基本と考えており、必要に応じて、財政措置の拡充を国に政策提言することを検討したいと考えています。
31	財政措置	◎　財務	6/2 消防 小田委員 (越知町)	広域化は悪くないが、財源は市町村で負担するという空気感が非常に強い。事前防災・事前復興の観点からも、国や県の財政措置がないと、車両の更新等で今後の財政事情が苦しくなる。南海トラフ地震が想定されている中で、常備消防がどう機能するかという点は、県からも説明して欲しい。	
32	分賦金	◎　財務	6/4 財務 板原委員 (土佐市)	自賄い方式の範囲を検討する際には、財源も考慮して欲しい。過疎債を使える場合は自賄いが有利になる場合もあると思う。	自賄い方式等、分賦金に関係する検討の際には、起債等の財源対策についても併せて検討したいと考えています。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
33	分賦金	◎　財務	6/4 財務 西村委員 代理 (梼原町)	分賦金を基準財政需要額で検討する場合、交付税には常備消防に非常備消防が加わった補正係数があり、施設整備に地方債を充てるなど、市町村によって状況が異なっている。また、非常備は市町村が負担することになると思うので、それらをきちんと区分して基礎サービス分を算定して欲しい。	事務局において整理した上でお示ししたいと考えています。
34	市町村との連携	◎　消防	5/28 総務 平山委員 (南国市)	災害対策本部の設置場所として、市役所が使えない場合は消防本部を使う想定。広域化でどうなるか、市の方で整理が必要。	広域化後も消防署所や消防団は残るので、従来の連携を確保していくことは可能だと考えています。 また、市町村防災部局との連携のあり方については、消防業務部会で検討したいと考えています。 消防庁が定めた広域化に関する基本指針において、「市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。」とされ、その具体的方策が例示されていることから、それらを参考にして、広域化後における関係機関との連絡体制といった具体的方策についても、消防業務部会で検討したいと考えています。
35	市町村との連携	◎　消防	6/4 財務 板原委員 (土佐市)	津波注意報等の発表時、「ロゴチャット」で職員から指示を求められ、消防本部や消防団に指示を出すといったことが一瞬でできている。広域化後もそういった態勢ができるのか。	
36	救急業務	◎　消防	5/28 総務 澤田委員 (本山町)	救急のニーズが高い中で、中山間地域で現在の体制が維持できるかが懸念。	広域化により管轄のカベが無くなり、現場から近い消防署から救急車の出動が可能となることから、中山間地域における救急体制の確保を図ることができると考えています。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
37	救急業務	◎　消防	6/2 消防 小田委員 (越知町)	終末期の方への対応について、令和６年度に消防と医療関係者の間でルール化されたそうだが、その内容を教えて欲しい。	終末期の方への対応については、高知県救急医療協議会が定めた「心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応に関するプロトコール」（令和6年5月施行）により、対応方針がルール化されています。 具体的には、119番通報を受けて出動した救急隊が、心肺蘇生を望まない終末期の傷病者に対し、本人の意思に基づく医師の指示書が家族等から提示され、主治医等への連絡によってその内容が確認でき、かつ家族等の同意が得られた場合には、心肺蘇生および救急搬送を中止できるとされています。
38	救急業務	◎　消防	6/2 通信 多田委員 (室戸市消防)	室戸市消防本部管内には救急病院がないため、１回の救急出動の時間が非常に長い。２、３回の重複出動の際、奈良県では他署に対応してもらうことで非番招集はないと伺ったが、当本部では２回目の救急出動の時点で非番招集を行っている。広域化により中芸広域連合にも対応してもらえると思うが、到着までに時間がかかり過ぎるので、当本部の非番招集は免れないと考えている。その点は仕方がないということか。	広域化により管轄のカベが無くなり、現場から近い消防署から救急車の出動が可能となり、応援態勢が充実する他、救急車間での中継搬送が可能になると考えています。 奈良県の事例では、広域化によって人員配置を柔軟にできるようになったことから、休暇を取得しやすくなったと伺っています。 消防署間の協力体制を確保することで、職員の負担軽減が可能になるのではないかと考えています。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
39	消防団事務	◎　消防	6/2 消防 山﨑委員 (馬路村)	中芸広域連合の消防本部は田野町にあるが、馬路村で火災が発生した場合は村役場でサイレンを鳴らしており、村の消防団が真っ先に出動し、消防本部が到着した時には火は消えている。救急についても、消防団が村内の診療所に搬送している実態もある。消防団の役割も重要であることを認識していただきたい。	消防団の役割は非常に重要だと認識しており、消防団との連携のあり方についても、消防業務部会で検討したいと考えています。
40	整備計画	財務 ◎　消防	5/28 総務 澤田委員 (本山町)	施設整備計画を立てていく予定はあるのか。	消防署所や消防車両といった消防力の現況を整理した上で、現在の消防力を評価し、施設整備計画に関する考え方や住民サービスの向上のための具体的な対策について、財務部会や消防業務部会で検討したいと考えています。
41	整備計画	財務 ◎　消防	6/2 消防 山﨑委員 (馬路村)	６つの方面消防本部内の設備（の水準）を同じにしようとしているのか。常備・非常備の設備や装備が６つの方面消防本部で偏らないようにして欲しい。	

高知県消防広域化基本計画あり方検討会　第１回専門部会におけるご意見と対応について

（県の考え方は、委員からご意見をいただいた時点の内容）

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
42	指令システム	◎　通信	6/2 消防 徳弘委員 (高吾北消防)	新たな指令システムの整備を令和15年度に実施することを想定しているのは、高知市・土佐市のシステムの更新時期に合わせて実施するという認識で良いか。	基本構想Q＆A（Q14への回答）のとおり、各消防本部の現行システムの更新時期に違いがあることや、多額の整備費用が掛かり、財政的な負担が大きいことを踏まえると、施設の標準的な耐用年数を考慮して、相当程度先の時点での集約化を想定しないと、消防本部間の合意を得ることは難しいものと考えます。 このため、基本構想では、高知市と土佐市が共同運用している現行システムの更新期となる第２期末（令和15年）を目途に新たなシステムを整備することを想定しています。 あり方検討会や専門部会では、各消防本部が消防指令システムを個別に整備する場合と、一括して整備する場合の費用比較や、通信指令業務に必要な人員配置に関するシミュレーション等を早期に行い、新システムへのスムーズな移行計画も含めて議論を行いたいと考えています。
43	指令システム	◎　通信	6/4 財務 佐々木委員 (高幡消防)	新たな指令システムの整備時期について、当本部の考えもあるので、協議させて欲しい。 （令和９年度に予定している、現行システムの更新に関する考え方の整理が必要）	
44	業務システム	財務 消防 ◎　通信	6/4 財務 板原委員 (土佐市)	業務システムの価格上昇を心配しており、前例の価格が参考にならないと思うが、シミュレーションできるのか。	業務システムの価格に関するシミュレーションは、今後の物価変動の状況を予測することは難しいため、現時点での価格上昇を踏まえた概算費用をお示ししたいと考えています。
45	業務システム	財務 消防 ◎　通信	6/4 財務 野口委員 (香美市消防)	人事、財務、給与のシステムは令和10年に必要。予防業務のシステムなども必要だが、こうしたシステムの費用も第３回専門部会（10月頃）に提示できるのか。	人事、財務、給与等の業務システムについては、既存のシステムの活用等も検討した上で、その費用を第３回専門部会（10月頃）に提示したいと考えています。

高知県消防広域化基本計画（改定後）の骨格目次（素案）

Ⅰ　高知県消防広域化基本計画の性格

- 本計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第33条に規定する「推進計画」として策定するもの
- 高知県が県内市町村との協議を経て、消防広域化に係る実施計画（消防組織法第34条に規定する「広域消防運営計画」）策定の基礎となるものとして策定
- 平成20年に策定した高知県消防広域化基本計画の全部の改定により策定

Ⅱ　高知県消防広域化基本計画の構成

基本計画は、消防組織法第33条第２項の規定を踏まえ、おおむね次のとおり構成

第１章　市町村消防の広域化に関する基本的な考え方
第２章　市町村の消防の現況及び将来見通し
第３章　広域化対象市町村の組み合わせ
第４章　自主的な市町村の消防の広域化に向けての県の役割
<u>第５章　広域化後の消防の円滑な運営</u>
第６章　防災関係機関との連携の確保
第７章　その他

Ⅲ　広域消防運営計画の骨格案

基本計画第５章「広域化後の消防の円滑な運営」に係る計画の骨格案は次のとおりとし、これを基礎として高知県消防広域化実施計画（広域消防運営計画）を策定する。

第５章　広域化後の消防の円滑な運営

<u>１）広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項</u>
<u>２）新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項</u>
<u>３）新組織の人事制度・運用に関する基本的事項</u>
<u>４）新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項</u>
５）新組織の歳入・歳出に関する基本的事項
６）既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項
７）新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項
８）新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項
<u>９）広域連合本部、方面消防本部及び消防署所の役割に関する基本的事項</u>
<u>10）消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項</u>
11）防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項
<u>12）消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項</u>
13）新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項
14）各種業務システムの整備その他業務デジタル化に関する基本的事項

※９、10、12は消防業務部会においても議論

主な協議・意見交換事項（総務部会）
【参考】スケジュールについて

スケジュールは協議の状況や日程の都合により変動する可能性がある

総務部会の所管・主な論点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1　検討会全体の運営の総括 （1）スケジュール	検討会	専門部会①		WG	専門部会②	WG	専門部会③	検討会　WG	専門部会④	検討会	基本計画(案)決定	基本計画決定	協議会設立の議決
2　基本計画全体の取りまとめ		専門部会・WGの議論を反映⇒基本計画(案)を作成						専門部会・WGの議論を反映⇒基本計画(案)を決定			意見公募を実施・反映	

3　広域連合の組織、人事及び給与制度
（1）新法人の名称
（2）本部の設置場所
（3）広域連合の所掌事務のあり方
（4）広域連合の組織ごとの職員配置
（5）広域連合長や議会議員の選出
（6）給与及び階級制度等
（7）人事制度の運用

事務局でたたき台を作成（5月〜7月）

専門部会・WGで詳細に議論（8月〜12月）
※必要に応じて、若い消防職員のご意見も取り入れる

※第２回専門部会後、基本計画の骨格(素案)等について意見照会予定

職員配置等のシミュレーションを実施

反映

基本計画と実施計画で記載する内容を整理（1月〜3月）
※詳細な議論や時間を要する内容は、実施計画への記載とするなど、継続して議論することを検討
※基本計画の決定後、市町村議会から意見等が出た場合は、令和８年度以降に設置される法定協議会の場において、市町村議会からの意見等を実施計画に反映

適宜反映　適宜反映

部会	主な内容（5月〜12月）
財務部会	分賦金のシミュレーションなど
消防業務部会	広域化のメリット、消防団との関係など
通信・システム部会	通信指令のあり方など

反映

※詳細な議論や時間を要する内容は、実施計画への記載とするなど、継続して議論することを検討

基本計画の取りまとめについて

資料3	令和７年８月６日
高知県消防広域化基本計画あり方検討会　総務部会（第２回）	

基本計画の骨格（素案）の構成

構成（案）	高知県消防広域化基本計画（令和７年度）記載内容（案）	【参考】高知県消防広域化推進計画（平成20年３月）　目次
第１章　市町村消防の広域化に関する基本的な考え方	1 消防広域化の必要性 2 国の取り組み 3 広域化に向けた県の取り組みと考え方	1 広域化のねらい (1) 県内消防本部の抱える課題 (2) 人口減少が消防財政に与える影響 (3) 新たな体制づくり 2 国の取り組み　3 広域化に向けた県の取り組みと考え方
第２章　市町村の消防の現況及び将来見通し	1 市町村の消防の現状 (1) 消防本部の現状 (2) 消防需要の動向 (3) 消防の抱える課題 2 市町村の消防の将来見通し (1) 管轄人口及び高齢化の見通し (2) 救急出動件数の見通し	1 市町村の消防の現状 (1) 消防本部の現状　①管轄区域(人口・面積)の状況 ②職員数の状況　③消防用車両数の状況　④消防費の決算状況 (2) 消防需要の動向 ①火災発生の状況　②救急出動の状況　③救助出動の状況 (3) 消防の抱える課題　①救急出動件数増加への対応 ②小規模消防本部特有の課題　③消防費の減少の影響 2 市町村の消防の将来見通し (1) 管轄人口及び高齢化の見通し　(2) 救急出動件数の見通し (3) 消防に関する市町村財政の見通し
第３章　広域化対象市町村の組み合わせ	1 基本的な考え方 2 新体制への移行スケジュール ※中心消防本部、消防広域化重点地域の指定	1 基本的な考え方 (1) 組み合わせパターン　(2) 効果の測定方法 2 組み合わせパターンの比較 (1) 効果の比較　(2) 基礎データの比較 3 検討結果 (1) ６ブロック案　(2) ３ブロック案　(3) 1ブロック案
第４章　自主的な市町村の消防の広域化に向けての県の役割	1 自主的な市町村の消防の広域化に向けての県の役割	
第５章　広域化後の消防の円滑な運営	1）**広域化後の新たな消防組織**に関する基本的事項 2）**新組織の構成及び職員配置**に関する基本的事項 3）**新組織の人事制度・運用**に関する基本的事項 4）**新組織の給与その他の勤務条件に係る制度**に関する基本的事項 5）**新組織の歳入・歳出**に関する基本的事項 6）**既存財産・債務の新組織への承継**に関する基本的事項 7）**新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達**に関する基本的事項 8）**新法人運営に係る分賦金算定**に関する基本的事項 9）**広域連合本部、方面消防本部及び消防署所の役割**に関する基本的事項 10) **消防団事務・消防水利の受託等**に関する基本的事項 11) **防災・国民保護担当部局との連携**に関する基本的事項 12）**消防サービスの充実・高度化**に関する基本的事項 13）**新たな消防指令システム及びデジタル無線整備**に関する基本的事項 14）**各種業務システムの整備その他業務デジタル化**に関する基本的事項	1 運営方式 2 基本的な体制の整備
第６章　防災関係機関との連携の確保	1 消防団との連携（再掲） 2 市町村の防災担当部局との連携（再掲）	1 消防団との連携 2 市町村の防災担当部局との連携
第７章　その他		1 高知市の参画 2 管轄面積拡大への対応

これを基礎として高知県消防広域化実施計画（広域消防運営計画）を策定

消防広域化の必要性について
－広域化による消防本部体制の再編－必要性と狙い－

1 高知県は消防本部数が過多、余りに小規模

（R6.4.1時点）

区分	消防本部数	総人口	１本部当たりの人口	消防署数	１本部当たりの署数
全国	720	12,489万人	17.3万人	1,716	2.4署
高知県	15	65万人	**4.3万人**	20	**1.3署**

2 消防本部と消防署の機能分担を明確化・再編　→　本部機能は広域連合本部に集約

現行の区分	トップ役割	総務事務		指令と出動	警防・予防・救急等	広域化後
		人事・給与	財務			
消防本部の機能	消防長 市町村や県との連絡調整	制度の立案	予算の編成と 議会質疑対応	119番通報受電 現場への指令	制度の企画立案 法令解釈等	原則、連合本部へ移管
消防署の機能	消防署長 現場活動の統括	人事異動や 給与支給等の運用	経理・契約など 予算の執行の実務	現場出動 個別事案対処	各種届出の受付 現場での対応 個別事案の解決	消防署に存置

※このほか、消防団事務を広域連合が受託する場合、原則として署の機能へ移管・一本化
※広域連合の各方面消防本部については、方面消防本部長の職務のサポート等のための人員を再配置する

3 消防本部機能は原則として広域連合本部に集約し、専門化・高度化

総務関係　コンプライアンス機能の強化
→ **パワハラのない働きやすい職場へ**

各業務関係　企画立案機能の専門性強化
→ **デジタル化含め、高度な住民サービスへ**

4 特に指令業務は広域連合本部への集約により大幅にスリム化し、余力を署所の現場力強化へ

＜現行＞
99.5人役/15消防本部
（24時間体制）

→ **＜広域化後＞**
広域連合本部47人役（24時間体制）

→ **署所への還元52.5人役**　→ **現場力強化**

5 特に中山間地域の小規模本部における人材確保強化

① 県域全体をカバーする新たな本部体制
② 県域全体での新規職員一括採用による人材確保

→ **人口減少下での組織の持続可能性向上、組織規模拡大による職場の魅力向上を図る**
中山間地域等の欠員補充含め、広域的・計画的配置を促進

人材確保を強化

再掲
（7/28消防業務部会）

消防広域化による消防サービスの充実・高度化（案）
－住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立－

1 考え方

消防広域化により管理部門を集約することで生じた人員や資源を、**デジタル化の推進**、**消防・救急・救助の高度化や、職員の働きやすさを支える施策へ振り向ける**ことで、**住民にとってより安全・安心なサービスを提供**するとともに、**消防職員にとっても魅力ある職場を実現**する。

2 サービス高度化（案）

住民　サービスの向上

持続可能なサービス提供
→若者や女性にとって魅力的な職場となり、将来の消防の担い手を確保
【現状】県内女性消防職員数 22人（1.8%）
（全国平均:3.5%）

利便性の向上
→手続きのオンライン化により、いつでも、どこでも申請ができ、利便性が向上
【現状】県内の電子申請導入消防本部
7本部/15本部（導入率46.7%）

救急空白時間の短縮
→最寄りの消防署に救急車不在の時間帯が減り、安心･安全につながる
【現状】県内救急搬送の管外搬送率（R5年度）
県平均：37.3%　室戸市消防本部：97.3%（県内最大）

現場到着所要時間の短縮
→最も近い隊がすぐ駆けつけてくれて、被害軽減･救命率向上につながる
【現状】県内の現場到着所要時間の推移
H25：8.8分　H30：9.1分　R5：10.0分

南海トラフ地震対策
→専門性の高い隊を育成することで、安全･安心につながる
【現状】特別救助隊：３隊、高度救助隊：１隊
（いずれも高知市消防局）

救急需要対策
→必要な時に救急車を呼ぶことができ、身近な安全･安心につながる
【現状】日勤救急隊導入本部
県内１本部/15本部（全国13.2%）

高知広域消防局（仮称）

広域連合本部の新たな機能

①コンプライアンス推進室（仮称）の設置
パワハラ防止、若手職員が安心して働ける環境づくり
（目安箱設置や職員アンケート実施）
第１期～

②デジタル化推進室（仮称）の設置
ハイスペックドローンの導入等の消防DX、電子申請等による組織の業務効率化と住民の利便性向上
第１期～

署所の現場力強化

③効率的な部隊運用（中継搬送の活用）
長距離搬送時に途中で患者を別の救急隊に引き継ぎ、早期に自地域に戻り、次の救急出動に備える
第１期～

④直近指令・ゼロ隊運用
消防指令センターを一元化し、従来の管轄を越えて、現場に最先着できる部隊を出動させ、初動対応力の向上
第２期～

⑤特別高度救助隊の創設
南海トラフ地震などの大規模災害時における迅速かつ高度な人命救助の実施
第２期～

⑥広域化に伴う人員再配置による現場体制の強化
・**日勤救急隊**による救急需要ピーク時間帯（昼間）への柔軟な対応
・直接部門と間接部門の**兼務の解消**
第２期～

消防職員　仕事の魅力向上

働きやすい職場づくり
→職員の離職防止、定着促進
【現状】全国で消防職員の9.7%がハラスメントを受けた経験あり（消防庁調査）

最新機材の導入、業務効率化
→最新機材の導入による災害対応力の向上や、各種手続きの負担を軽減
【現状】ハイスペックドローン（国からの貸与）配備：２本部

労務負担軽減
→非番召集や長距離･長時間出動の負担を軽減
【現状】県内病院収容所要時間（Ｒ５年）
県内平均：45.8分　室戸市消防本部：67.8分（県内最大）

迅速で効率的な部隊運用
→最も近い部隊が出動する運用が可能となり、到着遅れへの不安が減少
【現状】消防指令システム未整備　2本部

モチベーション向上
→高い専門性と高度なスキルを活かせる精鋭の救助隊員による部隊編成
【現状】特別高度救助隊導入県（四国内）なし

多様な働き方
→育児や介護と仕事を両立しやすい働き方の推進
【現状】県内の男性消防職員の育休取得率：38.0%（R5）
（参考）高知県庁の男性職員育児休業取得率：98.7%（R6）

再掲
（7/28消防業務部会）

広域連合の所掌事務のあり方について
－広域化後における各組織の役割分担－

資料3	令和７年８月６日
高知県消防広域化基本計画あり方検討会　総務部会（第２回）	

- 広域化後においては、現在多数を占める１本部１署体制の下で曖昧になりがちな本部機能（企画立案等）と現場統括業務の区分を明確化し、本部機能を広域連合本部に集約することにより、**県内の消防行政の管理体制の効率化を図る**とともに、**各地域における現場力強化を図る**。
- 各組織の基本的な役割とそれぞれの代表的な業務（案）は以下のとおり。

＜広域化後の役割分担（案）＞　※指令業務を除く

組織名（箇所数）	基本的な役割と広域化の意義	主な業務		
		総務	警防・救助・救急	予防
広域連合本部（１）	○消防行政全体に関する制度や施策などの**企画立案、執行統括、国・県・市町村との連絡調整等** ○消防組織法上、県内唯一の「消防本部」として、**現行15本部の本部機能を集約**	・条例・施策等の企画立案、政策評価 ・組織体制、人事管理、給与、勤務条件等に係る制度の企画立案 ・予算の編成及び執行管理、決算の調製	・各種計画、運用方針の企画立案 ・消防車両、装備の購入等に関する計画策定 ・緊急消防援助隊や国際消防救助隊に関する計画策定、出動調整、訓練等	・予防行政に関する企画立案 ・予防関係法令、条例等の運用方針決定 ・署所での対応が困難な個別事案（大規模、高度な技術が必要な案件等）への対応
方面消防本部（６）	○広域連合本部と消防署所の間の**連絡調整** ○**「管理運営協議会」**の場等を通じ、**管内市町村長との意思疎通を円滑化**	・人事、財務等に係る広域連合本部と署所間の連絡調整 ・所管区域内における各種情報の伝達・集計業務	－	－
消防署所（40）	○消防サービスや災害対応に係る個別事案の対処など地域や住民に最も身近な**現場活動** ○**消防署所の運営に必要な庶務機能**は広域化後も存置 ○市町村防災・国民担当保護部局との連絡調整	・各職員に係る人事異動調整、給与の決定・支払等 ・個別の歳入歳出に係る経理、物品調達に係る契約事務等 ・消防団事務（市町村から受託）	・個別事案に関する災害、現場対応活動（消火、救助、救急） ・防災訓練への参加 ・消防水利の管理（市町村から受託）	・消防法等に基づく届出、許認可等（危険物規制等を含む。）の処理 ・予防査察・指導等 ・火災原因、損害調査 ・地域住民への防火啓発活動

再掲
（7/28消防業務部会）

【参考】広域化後における各組織の役割分担について

資料3	令和７年８月６日
高知県消防広域化基本計画あり方検討会　総務部会（第２回）	

広域連合高知県消防局　組織図（案）

（高知県消防広域化基本構想　別添　組織図（案）より）

※名称は全て仮称

- 広域連合管理者会議
  - 会計管理者
  - 広域連合事務局
  - 県消防局
    - 消防局長（本部）
      - 次長（本部担当）
        - 総務課
        - 警防課
        - 救急課
        - 予防課
        - 消防指令センター（第２期完成）
        - 消防防災航空センター
        - 消防学校
      - 次長（方面消防本部担当）

方面消防本部管理運営協議会（方面消防本部ごとに設置）

方面消防本部：6	消防署：20	分署所：20
安芸方面消防本部長（兼安芸消防署長）	安芸消防署	
	中芸消防署	馬路分所
	室戸消防署	東洋分署
中央東方面消防本部長（兼南国消防署長）	南国消防署	南国北部分署
	香南消防署	
	香美消防署	香北分署
	嶺北消防署	大豊分署
中央方面消防本部長（兼高知中央消防署長）	高知中央消防署	高知西部分署
	高知北消防署	旭分署
	高知東消防署	高知東部分署
	高知南消防署	三里分署
中央西方面消防本部長（兼土佐消防署長）	土佐消防署	宇佐分署
	高吾北消防署	仁淀川分署
	仁淀消防署	吾北分署
		日高分署
高幡方面消防本部長（兼須崎消防署長）	須崎消防署	中土佐分署
		津野山分署
		葉山分署
	四万十清流消防署	四万十清流西部分署
幡多方面消防本部長（兼四万十消防署長）	四万十消防署	四万十西土佐分署
	黒潮消防署	
	宿毛消防署	大月分署
		三原分署
	土佐清水消防署	

現行の消防本部体制

消防本部：15、消防署：20署、
分署・出張所・分所：20

消防本部	分署・出張所・分所
安芸市消防本部（１署）	
中芸広域連合消防本部（１署）	１分所
室戸市消防本部（１署）	１出張所
南国市消防本部（１署）	１出張所
香南市消防本部（１署）	
香美市消防本部（１署）	１分署
嶺北広域行政事務組合消防本部（１署）	１分署
高知市消防局（４署） ・中央消防署 ・北消防署 ・東消防署 ・南消防署	４出張所
土佐市消防本部（１署）	１分署
高吾北広域町村事務組合消防本部（１署）	１分署
仁淀消防組合消防本部（１署）	２分署
高幡消防組合消防本部（２署） ・須崎消防署 ・四万十清流消防署	３分署、１出張所
幡多中央消防組合消防本部（２署） ・四万十消防署 ・黒潮消防署	１分署
幡多西部消防組合消防本部（１署）	２分署
土佐清水市消防本部（１署）	

広域連合の職員配置に関する暫定的試算（シミュレーション）

1　基本的な考え方

現行消防本部における**管理業務の集約**により生じた人員を**新たな管理体制の構築**に充てた後、**余力を現場力の強化に振り向ける。**

2　試算手法

（1）第１期：広域連合の発足時（令和10年度～）

①　現行消防本部(署所の所管部分を除く。)の廃止に伴う消防長や次長などの管理要員及びこれをサポートする総務部門の要員数の減少を見込む。（管理職20名程度減、総務部門40名程度減）

②　方面消防本部の新設に伴い必要と見込まれる、方面消防本部長及び総務部門の要員数の増加を見込む。

【職員配置イメージ（日勤職員）（計43名程度増）】

・中央方面消防本部	本部長兼署長１名、総務担当	17名	計18名×１方面消防本部＝18名
・その他の方面消防本部	本部長兼署長１名、総務担当	4名	計　5名×５方面消防本部＝25名

③　広域連合本部の新設に伴い、同本部に配置すべき要員数を以下ⅰ)のとおり60名強程度と概算で想定し、これを以下ⅱ)により、確保することを見込む。

ⅰ）概算想定

【広域連合本部の職員配置イメージ（日勤職員）（計60名強程度）】
消防長１名、次長２名、総務担当20名程度（コンプライアンス推進室（仮称）、デジタル化推進室（仮称）を含む）、警防・救急・予防担当40名程度

ⅱ）確保する人員見込み

ア　上記①から②を控除した人員数･･･20名弱程度

イ　現行消防本部において、警防・救急・予防部門に配属されながら、本部の事務又は署所の事務に係る管理系業務に従事している職員相当数（約160人役）のうち、本部事務に係る管理系業務に従事している人員として広域連合本部への本部機能集約に伴い移管すべき人員数･･･40名程度

ウ　広域連合発足時の臨時的業務遂行のため、県・市町村等から派遣を求める人員数･･･10名弱程度

④　上記③に掲げた見積りは、暫定的な概算値であり、今後以下の観点から各消防本部と協議した結果を踏まえて、必要な見直しを行い、精査後の職員配置案を策定する。

- 現行消防本部において行われている警防・救急・予防業務に係る企画立案・計画策定・困難事案処理等の事務は、デジタル技術の活用等により、原則として広域連合本部に集約することとし、これらの業務の高度化を図る。この観点から、広域連合本部への移管人員数は更なる上積みを目指す。
- 広域化後も消防署所において担うべき警防・救急・予防業務に係る住民への窓口機能やこれらの業務遂行のために必要な庶務機能を果たすために必要な人員（交代制確保のための人員を含む。）については、精査のうえ、各消防署所に存置する。
- 上記の結果、広域連合本部において必要と見込まれる人員を上回る余力が生じると見込まれる場合には、各署所における現場力の向上に充てるものと暫定的に想定して各署所において留保する。

広域連合の職員配置に関する暫定的試算（シミュレーション）

2　試算手法

（２）第２期：指令業務の統合時（令和15年度～）

①　旧消防本部における指令業務の廃止に伴い、同業務に従事する要員数（100人役程度）の減少を見込む。

②　広域連合本部に設置する指令センターに必要と見込まれる要員数（47名程度）の増加を見込み、これを踏まえて署所から拠出すべき要員数を最近の通報件数比率等に応じて算定（下記のとおり）する。

③　以上の結果、署所で生じると見込まれる余力（53人役程度）については、各消防署所内における現場力の向上に充てるものと暫定的に想定して各消防署所において留保する。

【指令センターの職員配置イメージ】　計47名　（高知市・土佐市の現行の指令要員は36名）

・指令管理担当５名、指令要員42名（14名×３交代制）
　※方面消防本部ごとの拠出要員数
　　中央：29名（第１期比で７名の余力）　安芸：３名　中央東：５名　中央西：３名　高幡：３名　幡多：４名

・現行の指令業務の人役数：99.5人役　→　指令業務の統合時の人役数：47人役　⇒　52.5人役の余力

3　職員配置案の策定へ向けた今後の論点

集約化により生じると見込まれる余力の振り向け先について、次の観点から検討が必要。

（１）例えば３交代制への移行など、広域連合全体を通じた人事行政上の課題への対処のために優先して充当すべきではないか。

（２）例えば南海トラフ地震対策の強化といった政策課題への対応のために必要な部門を検討して充当先を決定すべきではないか。

（３）現場力の強化については、各署所の実状を踏まえて、それぞれにおいて判断すべきではないか。

4　職員配置案の策定に向けた今後の進め方（案）

（１）本暫定的試算に基づく職員配置の下での事務執行体制の詳細について、各消防本部にヒアリングを実施。

（２）ヒアリング結果を踏まえ、検討会事務局において８月下旬を目途に職員配置案を策定し、第２回ＷＧや第３回専門部会で協議。

資料3　令和７年８月６日
高知県消防広域化基本計画あり方検討会　総務部会（第２回）

広域連合の職員配置に関する暫定的試算（シミュレーション）

単位：人役数（高知市のみ実員数）

区分			箇所数	現行（R7.4.1時点）			広域連合への移行時の増減			第１期			指令統合時の増減			第２期		
				管理系	現場系	計	管理系	現場系	計	管理系	現場系	計	管理系	現場系	計	管理系	現場系	計
新組織	広域連合本部		1				[注１] 65		65	65		65	[注５] 47		47	112		112
新組織	方面消防本部		6				[注２] 43		43	43		43				43		43
新組織	小計		7				108		108	108		108	47		47	155		155
現行組織	高知市	消防局	1	91	4	95	▲55	[注３] ▲4	▲59	[注４] 36		36	▲36		▲36			
現行組織	高知市	署所	8	27	253	280		4	4	27	257	284		7	7	27	264	291
現行組織	高知市	小計	9	118	257	375	▲55	0	▲55	63	257	320	▲36	7	▲29	27	264	291
現行組織	単独消防	消防本部	7	50		50	▲22		▲22	[注４] 28		28	▲28		▲28			
現行組織	単独消防	署所	11	85	205	290				85	205	290		20	20	85	225	310
現行組織	単独消防	小計	18	135	205	340	▲22		▲22	113	205	318	▲28	20	▲8	85	225	310
現行組織	消防組合等	消防本部	7	60		60	▲24		▲24	[注４] 36		36	▲36		▲36			
現行組織	消防組合等	署所	21	110	263	373				110	263	373		26	26	110	289	399
現行組織	消防組合等	小計	28	170	263	433	▲24		▲24	146	263	409	▲36	26	▲10	110	289	399

区分		箇所数	現行 管理系	現行 現場系	現行 計	移行時 管理系	移行時 現場系	移行時 計	第１期 管理系	第１期 現場系	第１期 計	指令統合時 管理系	指令統合時 現場系	指令統合時 計	第２期 管理系	第２期 現場系	第２期 計
合計	広域連合本部	1				65		65	65		65	47		47	112		112
合計	方面消防本部	6				43		43	43		43				43		43
合計	消防局・本部	15	201	4	205	▲101	▲4	▲105	100		100	▲100		▲100			
合計	署所	40	222	721	943		4	4	222	725	947		53	53	222	778	1,000
合計	消防学校への派遣等			57	57					57	57					57	57
合計	計		423	782	1,205	7	0	7	430	782	1,212	▲53	53	0	377	835	1,212

[注１]　広域連合本部には、消防職員58名の他、県及び市町村からの派遣職員７名を追加。　[注２]　中央方面消防本部18名（消防団担当５名他を含む）、５名×５方面消防本部＝25名の合計。
[注３]　高知市消防局の現場系４名（日勤救急隊）は署所へ移行。　[注４]　指令要員を消防局・消防本部の人員としている。（高知市消防局36名、単独消防28名、消防組合等36名の計100名）
[注５]　高知市消防局の指揮指令要員29名、単独消防から拠出される指令要員８名、消防組合等から拠出される10名の合計。

広域連合の職員配置に関する暫定的試算（シミュレーション）

現行15消防本部別内訳

単位：人

消防本部		現行(R7) 実員 (A)	第１期（R10～） 実員 (B)	第１期 増減 (旧本部単位) (B-A)	第１期 増減 (方面単位)	第２期（R15～） 実員 (C)	第２期 増減 (旧本部単位) (C-B)	第２期 増減 (方面単位)	【参考】指令統合時の増員見込み案（人役）
広域連合本部			65	65	65	112	47	47	
中央	中央方面消防本部		18	18	▲ 37	25	7	▲ 29	7.0
	高知市	392	337	▲ 55		301	▲ 36		
安芸	安芸方面消防本部		5	5	▲ 1	5	－	▲ 3	
	安芸市	38	36	▲ 2		35	▲ 1		1.5
	室戸市	48	47	▲ 1		46	▲ 1		3.0
	中芸	37	34	▲ 3		33	▲ 1		1.4
中央東	中央東方面消防本部		5	5	▲ 10	5	－	▲ 5	
	南国市	66	62	▲ 4		60	▲ 2		5.4
	香南市	50	45	▲ 5		44	▲ 1		2.6
	香美市	58	52	▲ 6		51	▲ 1		4.6
	嶺北	37	37	－		36	▲ 1		1.6
中央西	中央西方面消防本部		5	5	▲ 1	5	－	▲ 3	
	土佐市	49	47	▲ 2		46	▲ 1		1.6
	高吾北	48	47	▲ 1		46	▲ 1		1.9
	仁淀	58	55	▲ 3		54	▲ 1		5.1
高幡	高幡方面消防本部		5	5	▲ 4	5	－	▲ 3	
	高幡	144	135	▲ 9		132	▲ 3		6.3
幡多	幡多方面消防本部		5	5	▲ 5	5	－	▲ 4	
	幡多中央	80	75	▲ 5		73	▲ 2		5.2
	幡多西部	63	60	▲ 3		59	▲ 1		4.2
	土佐清水市	37	35	▲ 2		34	▲ 1		1.1
総計		1,205	1,212	7	7	1,212	－	－	52.5

【参考】消防広域化の検討に係る基礎調査結果（人役調査）

現況調査（人役調査）の実施

- ➢ 現状の把握や**広域化後の**職員配置を検討するベースとするため、**県内15消防本部に対して人役調査を実施**（調査基準日：令和７年４月１日）
- ➢ 調査結果は、「１.人役集計表」「２.階級構成比表」「３.年代構成比表」に整理　**※今後、必要に応じて修正を加える可能性がある**

１．人役集計表

構成比率が高い３消防本部…（橙色）　構成比率が低い３消防本部…（水色）　（単位：人役）

消防本部名	本部事務		内訳　※現場業務（署所）の事務を含む場合がある														現場業務		内訳								計
			管理部門		総務事務		指令事務		警防事務		救急事務		予防事務		消防団事務				警防業務		救急業務		予防業務		その他		
	人役	構成比	人役	構成比	人役	構成比	人役	構成比	人役	構成比	人役	構成比	人役	構成比	人役	構成比	人役	構成比	人役	構成比	人役	構成比	人役	構成比	人役	構成比	
高知市	107.6	27.4%	17.0	4.3%	17.6	4.5%	36.0	9.2%	9.0	2.3%	8.0	2.0%	15.0	3.8%	5.0	1.3%	284.4	72.6%	152.1	38.8%	104.9	26.8%	10.4	2.7%	17.0	4.3%	392
室戸市	21.2	44.2%	2.7	5.6%	2.5	5.2%	4.0	8.3%	3.9	8.1%	1.9	4.0%	5.6	11.7%	0.6	1.3%	26.8	55.8%	11.9	24.8%	8.3	17.3%	5.2	10.8%	1.4	2.9%	48
安芸市	14.9	39.2%	2.0	5.3%	2.4	6.3%	2.5	6.6%	2.3	6.1%	2.9	7.6%	1.9	5.0%	0.9	2.4%	23.1	60.8%	10.2	26.8%	9.6	25.3%	0.3	0.8%	3.0	7.9%	38
南国市	19.7	29.8%	2.0	3.0%	2.4	3.6%	7.4	11.2%	2.2	3.3%	1.9	2.9%	2.6	3.9%	1.2	1.8%	46.3	70.2%	20.6	31.2%	20.1	30.5%	1.6	2.4%	4.0	6.1%	66
土佐市	19.5	39.8%	2.0	4.1%	2.4	4.9%	2.6	5.3%	4.4	9.0%	2.8	5.7%	4.3	8.8%	1.0	2.0%	29.5	60.2%	9.5	19.4%	15.8	32.2%	1.2	2.4%	3.0	6.1%	49
土佐清水市	11.7	31.6%	1.8	4.9%	2.4	6.5%	2.1	5.7%	1.7	4.6%	1.1	3.0%	2.5	6.8%	0.1	0.3%	25.3	68.4%	15.0	40.5%	6.3	17.0%	0.4	1.1%	3.6	9.7%	37
香南市	20.5	41.0%	1.9	3.8%	2.7	5.4%	3.6	7.2%	4.5	9.0%	3.6	7.2%	2.9	5.8%	1.3	2.6%	29.5	59.0%	15.3	30.6%	8.6	17.2%	1.6	3.2%	4.0	8.0%	50
香美市	17.5	30.2%	4.7	8.1%	2.6	4.5%	5.6	9.7%	1.2	2.1%	0.4	0.7%	2.4	4.1%	0.6	1.0%	40.5	69.8%	18.8	32.4%	20.8	35.9%	0.9	1.6%			58
高吾北	14.6	30.4%	1.1	2.3%	1.8	3.8%	2.9	6.0%	3.1	6.5%	2.0	4.2%	1.9	4.0%	1.8	3.8%	33.4	69.6%	15.0	31.3%	13.3	27.7%	4.1	8.5%	1.0	2.1%	48
高幡	66.4	46.1%	7.0	4.9%	14.1	9.8%	9.3	6.5%	9.7	6.7%	7.1	4.9%	12.2	8.5%	7.0	4.9%	77.6	53.9%	28.5	19.8%	30.0	20.8%	17.2	11.9%	1.9	1.3%	144
仁淀	21.4	36.9%	2.8	4.8%	3.2	5.5%	6.1	10.5%	3.6	6.2%	1.0	1.7%	1.5	2.6%	3.2	5.5%	36.6	63.1%	13.3	22.9%	12.8	22.1%	4.2	7.2%	6.3	10.9%	58
幡多中央	39.6	49.5%	3.2	4.0%	8.7	10.9%	7.2	9.0%	6.7	8.4%	4.3	5.4%	5.4	6.8%	4.1	5.1%	40.4	50.5%	20.0	25.0%	15.0	18.8%	2.4	3.0%	3.0	3.8%	80
幡多西部	24.2	38.4%	6.3	3.5%	5.2	8.3%	5.2	8.3%	3.1	4.9%	1.6	2.5%	3.3	5.2%	3.6	5.7%	38.8	61.6%	18.0	28.6%	14.2	22.5%	2.1	3.3%	4.5	7.1%	63
嶺北	7.2	19.5%	2.0	5.4%	0.5	1.4%	2.6	7.0%	0.8	2.2%	0.5	1.4%	0.3	0.8%	0.5	1.4%	29.8	80.5%	12.6	34.1%	12.8	34.6%	3.4	9.2%	1.0	2.7%	37
中芸	16.6	44.9%	1.9	5.1%	5.0	13.5%	2.4	6.5%	2.7	7.3%	1.7	4.6%	2.0	5.4%	0.9	2.4%	20.4	55.1%	11.7	31.6%	8.4	22.7%	0.3	0.8%			37
計	422.6	35.1%	54.3	4.5%	73.5	6.1%	99.5	8.3%	58.9	4.9%	40.8	3.4%	63.8	5.3%	31.8	2.6%	782.4	64.9%	372.5	30.9%	300.9	25.0%	55.3	4.6%	53.7	4.5%	1,205

１－１．規模別人役集計表

規模別	本部事務		現場業務		計
	人役	構成比	人役	構成比	
代表（高知市）	107.6	27.4%	284.4	72.6%	392
中規模（高幡消防組合）	66.4	46.1%	77.6	53.9%	144
小規模（100人以下）（5消防本部）	122.4	37.7%	202.6	62.3%	325
特定小規模（50人以下）（8消防本部）	126.2	36.7%	217.8	63.3%	344
計	422.6	35.1%	782.4	64.9%	1,205

【参考】消防広域化の検討に係る基礎調査結果（人役調査）

2.階級構成比表

（単位：人）

消防本部名	消防正監		消防監		消防司令長		消防司令		消防司令補		消防士長		消防副士長		消防士		職員		計
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
高知市	1	0.3%	4	1.0%	13	3.3%	41	10.5%	133	33.9%	101	25.8%			97	24.7%	2	0.5%	392
室戸市					1	2.1%	5	10.4%	16	33.3%	14	29.2%	3	6.3%	9	18.8%			48
安芸市					1	2.6%	9	23.7%	7	18.4%	8	21.1%	5	13.2%	8	21.1%			38
南国市					1	1.5%	8	12.1%	18	27.3%	16	24.2%	5	7.6%	18	27.3%			66
土佐市					1	2.0%	11	22.4%	14	28.6%	9	18.4%	4	8.2%	10	20.4%			49
土佐清水市					1	2.7%	2	5.4%	10	27.0%	11	29.7%	3	8.1%	10	27.0%			37
香南市					1	2.0%	8	16.0%	12	24.0%	10	20.0%	3	6.0%	15	30.0%	1	2.0%	50
香美市					1	1.7%	7	12.1%	23	39.7%	10	17.2%	4	6.9%	13	22.4%			58
高吾北広域町村事務組合					1	2.1%	2	4.2%	11	22.9%	20	41.7%	6	12.5%	8	16.7%			48
高幡消防組合			1	0.7%	4	2.8%	11	7.6%	48	33.3%	38	26.4%	11	7.6%	31	21.5%			144
仁淀消防組合					1	1.7%	7	12.1%	12	20.7%	20	34.5%	7	12.1%	11	19.0%			58
幡多中央消防組合					1	1.3%	5	6.3%	35	43.8%	20	25.0%	4	5.0%	14	17.5%	1	1.3%	80
幡多西部消防組合					1	1.6%	6	9.5%	25	39.7%	16	25.4%	4	6.3%	9	14.3%	2	3.2%	63
嶺北広域行政事務組合					1	2.7%	2	5.4%	9	24.3%	10	27.0%	10	27.0%	4	10.8%	1	2.7%	37
中芸広域連合					1	2.7%	5	13.5%	9	24.3%	12	32.4%	2	5.4%	8	21.6%			37
計	1	0.1%	5	0.4%	30	2.5%	129	10.7%	382	31.7%	315	26.1%	71	5.9%	265	22.0%	7	0.6%	1,205

構成比率が高い３消防本部…

構成比率が低い３消防本部…

２－２．規模別階級構成比表

（単位：人）

規模	消防司令補以上		消防士長以下		計
	人数	構成比	人数	構成比	
代表（高知市）	192	49.0%	200	51.0%	392
中規模（高幡消防組合）	64	44.4%	80	55.6%	144
小規模（100人以下）	151	46.5%	174	53.5%	325
特定小規模（50人以下）	140	40.7%	204	59.3%	344
計	547	45.4%	658	54.6%	1,205

【参考】消防広域化の検討に係る基礎調査結果（人役調査）

３．年代構成比表

（単位：人）

消防本部名	60代		50代		40代		30代		20代		10代		計
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
高知市	13	3.3%	73	18.6%	93	23.7%	128	32.7%	77	19.6%	8	2.0%	392
室戸市			13	27.1%	9	18.8%	15	31.3%	10	20.8%	1	2.1%	48
安芸市			10	26.3%	7	18.4%	10	26.3%	8	21.1%	3	7.9%	38
南国市			11	16.7%	14	21.2%	23	34.8%	16	24.2%	2	3.0%	66
土佐市			5	10.2%	22	44.9%	10	20.4%	11	22.4%	1	2.0%	49
土佐清水市	1	2.7%	6	16.2%	8	21.6%	12	32.4%	9	24.3%	1	2.7%	37
香南市			6	12.0%	13	26.0%	15	30.0%	15	30.0%	1	2.0%	50
香美市			8	13.8%	31	53.4%	6	10.3%	13	22.4%			58
高吾北広域町村事務組合			9	18.8%	13	27.1%	15	31.3%	11	22.9%			48
高幡消防組合	3	2.1%	28	19.4%	34	23.6%	44	30.6%	26	18.1%	9	6.3%	144
仁淀消防組合			13	22.4%	15	25.9%	15	25.9%	13	22.4%	2	3.4%	58
幡多中央消防組合			16	20.0%	30	37.5%	18	22.5%	12	15.0%	4	5.0%	80
幡多西部消防組合			13	20.6%	18	28.6%	19	30.2%	11	17.5%	2	3.2%	63
嶺北広域行政事務組合			6	16.2%	8	21.6%	15	40.5%	7	18.9%	1	2.7%	37
中芸広域連合	1	2.7%	7	18.9%	9	24.3%	11	29.7%	9	24.3%			37
計	**18**	**1.5%**	**224**	**18.6%**	**324**	**26.9%**	**356**	**29.5%**	**248**	**20.6%**	**35**	**2.9%**	**1,205**

３－２．規模別年代構成比表

（単位：人）

規模	40代以上		30代以下		計
	人数	構成比	人数	構成比	
代表（高知市）	179	45.7%	213	54.3%	392
中規模（高幡消防組合）	65	45.1%	79	54.9%	144
小規模（100人以下）	169	52.0%	156	48.0%	325
特定小規模（50人以下）	153	44.5%	191	55.5%	344
計	566	47.0%	639	53.0%	1,205

構成比率が高い３消防本部…（薄橙色）
構成比率が低い３消防本部…（薄青色）

消防力の整備指針が示す人員配置数について

1　ポイント

- **消防力の整備指針が示す人員配置数**は、市町村が目標とすべき整備水準を示したもので、**消防庁が定める一種の努力目標。**
- 広域化後はスケールメリットを反映して整備すべき装備・車両等の量自体の減少が見込まれるものであり、**連合発足時には新たな消防本部体制の下で必要な装備水準及びこれに対応した人員配置数を再計算して提示予定。**
- **この努力目標達成に向けては、人員増に要する財源の確保が不可欠。**このため、連合発足に伴う**消防指令システム統合等による費用節減効果等の見通しも精査しつつ、人員充足率の改善に向けた取組方針を検討。**

2　消防力の整備指針が示す人員配置数

人員配置・算定の考え方

整備指針が示す人員配置数は、配置すべき署所や車両等を基に、それらを運用するために必要な人員を算定する仕組み。

例えば、救急車については、人口規模等に応じて必要台数や救急隊員数を算定する計算式等が示されており、それに当該本部における地域の実情や当該本部の交代制勤務の状況等を加味して各消防本部が算出する。

(例) 救急自動車及び救急隊員の算定
（管轄人口30万人の消防本部の場合）

☑ **救急自動車の算定**
- 人口10万人以下　→ **5台**
- 人口10万人超　→ ５万人ごとに１台 → **4台**
- 救急業務に係る出動の状況等を勘案　→ **2台**

合計：　5台 ＋ 4台 ＋ 2台 ＝ 11台

☑ **救急隊員の算定**
- 11台 × ３人(搭乗員数)　= **33人**

☑ **交代制勤務の状況（三交代制）**
- 33人×３(勤務体制)×1.083(人員措置係数)≒ **107人**

※救急自動車以外への乗換運用がない場合

＜救急自動車の算定基準＞※消防力の整備指針 第13条

区分	算定基準
人口10万人以下の消防本部・署所	おおむね 人口２万人ごとに１台
人口10万人を超える消防本部・署所	５台（10万人分）に加え、10万人を超えた分については、人口5万人ごとに1台を加算

※上記を基準に、当該市町村の昼間人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とする。

＜救急隊の隊員数の算定基準＞※消防力の整備指針 第28条

区分	算定基準
救急自動車１台	救急自動車１台につき３人

＜消防本部及び署所の職員総数の算定基準＞※消防力の整備指針 第34条

区分	算定基準
消防本部及び署所の消防職員数の総数	消防本部及び署所に配置する消防職員の総数は、常時運用が必要な部隊の隊員数などを合算し、勤務の体制（※）、業務の執行体制、年次休暇及び教育訓練の日数等を勘案した数

※３交代制の人員措置係数の算定例
(365日-104日)/(365日-104日-年次休暇等20日取得)=1.083

再掲
（7/28消防業務部会）

消防力の整備指針が示す人員配置数について

資料3　令和７年８月６日
高知県消防広域化基本計画あり方検討会　総務部会（第２回）

3　消防力の整備指針に基づく算定数に対する職員数等

県内各消防本部における消防職員数の状況

・R4年度 消防職員数　1,216人
・R4年度 条例定数　1,200人
・R4年度 整備指針による算定数　1,929人
・R4年度 整備指針による算定数に対する充足率　63%
・R7年度 基準財政需要額に応じた標準的な職員数　1,388人

交付税措置（基準財政需要額）においても、整備指針に基づく算定数の約7割程度しかカバーされていないのが実態。

以上の状況を踏まえ、**整備指針に基づく人員数は、あくまで相当な幅をもって捉えるべき努力目標と位置付けられるもの**である。
(※例として、教職員や警察官に対する定数基準と比較しても、その羈束性（きそくせい）は相対的に緩やかである。)

さらに、救急車の算定式に見られるとおり、**消防本部の統合によって県全体としての必要台数は理論的には減少**すべきもの。

現場力強化を目指す今回の広域化の趣旨を踏まえると、**実際の体制縮小には慎重であるべき**であるが、**計算上の充足率は向上する仕組み**となっている。

消防本部	A 消防職員数（令和４年度）	B 条例定数（令和４年度）	C 整備指針による算定数（令和４年度）	（A/C） 整備指針による算定数に対する充足率	D 基準財政需要額に応じた標準的な職員数（令和６年度）
高知市	395人	369人	532人	74.2%	412人
室戸市	51人	52人	73人	69.9%	45人
安芸市	37人	40人	50人	74.0%	56人
南国市	70人	71人	104人	67.3%	75人
土佐市	49人	50人	76人	64.5%	49人
土佐清水市	37人	37人	76人	48.7%	36人
香南市	49人	49人	71人	69.0%	73人
香美市	57人	57人	102人	55.9%	64人
高吾北	50人	49人	87人	57.5%	77人
高幡	141人	140人	295人	47.8%	152人
仁淀	59人	57人	93人	63.4%	69人
幡多中央	80人	82人	139人	57.6%	105人
幡多西部	63人	65人	117人	53.8%	70人
嶺北	38人	42人	58人	65.5%	46人
中芸	40人	40人	56人	71.4%	59人
合計	1,216人	1,200人	1,929人	63.0%	1,388人

交付税により措置されているのは、整備指針による算定数の約72%（D/C）

4　対応方針（案）

① **広域連合設置までの間に、整備指針に基づく必要人員数を再計算し、公表。**
② **広域連合設置後**、装備・車両の整備計画策定とあわせて、**重複配置の回避による節減効果や運用に必要な人員配置等についても検討。**
③ 消防指令システム整備の仕様の決定や設計作業の進展等に合わせて、**広域連合への統合による費用節減効果の見積りを精査。**
④ **交代制勤務の見直し、給与水準の平準化など、他の人件費負担の増加要因に関する対処方針の検討・決定と合わせて、対応方針を検討・決定。**

職員の処遇の統一に向けての総括的な論点

1 基本スタンス

職員の処遇等について、（A）多様性尊重型、（B）均一化推進型のいずれの方向性を基本とすべきか。

基本スタンス	基本的考え方	市町村の財政負担	基準財政需要額との関係
（A） 多様性尊重	市町村消防の原則に鑑み、処遇統一等は必要最小限にとどめ、各市町村の判断を尊重	均一化の範囲を絞り込めば財政負担は限定的	交付税は使途制限のない一般財源のため市町村の自律性を尊重
（B） 均一化推進	同一組織である以上、職員処遇等はできる限り早期に均一化	現実的には高水準にあわせるため多額の財政負担が生じる	交付税制度で保障された基準財政需要額レベルは最小限支出

県の考え方

当面は「(A) 多様性尊重」に軸足を置き、連合発足時点では必要最小限の均一化を図った後、**消防指令システム統一等により処遇均一化のための所要財源確保の目処を立てるのと併行して、残る均一化の課題解決を検討**してはどうか。

職員の処遇の統一に向けての総括的な論点

2 処遇改善をめぐる個別の論点

（１） ３交代制の採否

<考え方>**職員の負担軽減のため未導入本部に早期導入を図るべきか**、**地域の行政需要の実態を踏まえた各本部の判断を尊重すべきか**。

<財政負担>**導入時の増加人員　全県　104人　　所要（追加）　＋779百万円程度**

消防本部別、市町村別内訳 **別紙１-１** のとおり　基準財政需要額により全市町村で按分して負担する場合 **別紙１-２** のとおり

（２）給与水準の統一

<考え方>**同一組織となる以上、既存職員も含め職員の給与水準は早期に統一すべきか**、**給与水準の統一は例えば新規採用職員など当面必要最小限でスタートし、残余は必要な財源確保と併せて検討すべきか**。

<財政負担>

ⅰ）高知市の給与水準に再計算（ラスパイレス指数による試算）　全県所要（追加）＋401百万円程度

消防本部、市町村別内訳 **別紙２-１** のとおり　基準財政需要額により全市町村で按分負担する場合 **別紙２-２** のとおり

ⅱ）必要最小限の処遇統一として優先的に検討すべきもの **別紙３** のとおり

ア　新規採用職員を高知市の給与水準並みへ引上げ　（財政負担）　全県　20人程度　＋10百万円程度

イ　新規採用職員初任給引き上げに伴う若年職員の逆転調整　（財政負担）　全県250人程度　＋120百万円程度

ウ　小規模本部の欠員補充　（財政負担）　全県　45人　＋337百万円程度

エ　その他の処遇改善措置の検討（①職員手当の統一　②広域異動者の住居借上支援）

（３）階級制度の統一

<考え方>**職名と階級は、現状の職員数が最も多い高知市の現行制度をベースとして統一する方向で検討すべきか。** **別紙４** のとおり

（４）職員の福利厚生について

<考え方>**現状の職員数が最も多い高知市の現行制度をベースに、関係団体への加入状況なども考慮し、方向性を検討すべきか。** **別紙５** のとおり

【別紙１－１】３交代制の採否・財政負担（消防本部別、市町村別内訳）

- ➢ **現在２交代制の消防本部を３交代制にした場合、導入時の増加人員 104人、所要額 ＋7.8億円が必要**
  - ※２交代制の消防本部の編成表及びローテーションからそれぞれ必要人員を試算（各消防本部に照会）
  - ※所要額は、人件費7,491千円/人として試算（R5決算額調査から試算。共済費(使用者負担ベース)、退職手当を含む。）
- ➢ ３交代制にした場合は、**２交代制から３交代制に移行する消防本部・市町村で負担するものとして試算**

県内の交代制の状況

消防本部	勤務体制	実員数(R7)	
高知市	３交代制	392	603
南国市		66	
土佐清水市		37	
香南市		50	
香美市		58	
室戸市	２交代制	48	602
安芸市		38	
土佐市		49	
高吾北		48	
高幡 ※中土佐除く		144	
仁淀		58	
幡多中央		80	
幡多西部		63	
嶺北		37	
中芸		37	
合計		1,205	

１－１ 消防本部別、市町村別内訳

A 消防本部別			B 市町村別(消防本部の構成市町村で基準財政需要額割)			
消防本部名	増加人員	所要額(千円)	構成市町村	所要額(千円)	構成市町村	所要額(千円)
室戸市	7	52,437	室戸市	39,863	東洋町	12,574
安芸市	7	52,437	安芸市	37,258	芸西村	15,179
土佐市	6	44,946	土佐市	44,946		
高吾北広域町村事務組合	8	59,928	仁淀川町	18,432	佐川町	24,987
			越知町	16,509		
高幡消防組合	27	202,257	須崎市	64,545	中土佐町	0(3交代制)
			梼原町	28,695	津野町	35,399
			四万十町	73,618		
仁淀消防組合	9	67,419	いの町	49,385	日高村	18,034
幡多中央消防組合	8	59,928	四万十市	40,997	黒潮町	18,931
幡多西部消防組合	15	112,365	宿毛市	67,536	大月町	32,418
			三原村	12,411		
嶺北広域行政事務組合	12	89,892	本山町	25,423	大豊町	29,538
			土佐町	30,395	大川村	4,536
中芸広域連合	5	37,455	奈半利町	10,255	田野町	8,004
			安田町	8,828	北川村	6,114
			馬路村	4,254		
合計	**104**	**779,064**				

【別紙１－２】３交代制の採否・財政負担（基準財政需要額による按分）

資料3	令和７年８月６日
高知県消防広域化基本計画あり方検討会　総務部会（第２回）	

- ３交代制に統一した場合に増加する**所要額 7.8億円を、基準財政需要額により全市町村で按分して負担する場合の所要額(A)を試算**
- また、「R5決算額」(B)と「R5決算額に増加所要額 7.8億円を加算し、基準財政需要額割した金額」(D)との比較を参考に試算

１－２　全市町村で按分負担する場合

（単位:千円）

市町村	３交代制	増加所要額（基準財政需要額割）A	参考：R5決算額（常備消防）B	参考：R5決算額を基準財政需要額割 C（Bの合計×割合）	参考：割合	参考：R5決算額に増加所要額を加算 D（A+C）	参考：加算後の金額とR5決算額との差額 D-B
高知市	○	231,385	3,308,678	3,009,517	29.70%	3,240,902	▲67,776
室戸市		19,323	282,336	251,331	2.48%	270,654	▲11,682
安芸市		22,371	259,024	290,973	2.87%	313,344	54,320
南国市	○	41,555	578,384	540,485	5.33%	582,040	3,656
土佐市		27,193	398,890	353,693	3.49%	380,886	▲18,004
須崎市		22,943	384,362	298,407	2.94%	321,350	▲63,012
宿毛市		23,323	299,550	303,353	2.99%	326,676	27,126
土佐清水市	○	19,918	281,185	259,069	2.56%	278,987	▲2,198
四万十市		39,575	518,345	514,735	5.08%	554,310	35,965
香南市	○	42,122	374,781	547,859	5.41%	589,981	215,200
香美市	○	36,299	501,199	472,125	4.66%	508,424	7,225
東洋町		6,095	121,659	79,277	0.78%	85,372	▲36,287
奈半利町		7,403	105,217	96,286	0.95%	103,689	▲1,528
田野町		5,778	84,783	75,148	0.74%	80,926	▲3,857
安田町		6,373	82,849	82,885	0.82%	89,258	6,409
北川村		4,413	47,346	57,401	0.57%	61,814	14,468
馬路村		3,071	30,234	39,938	0.39%	43,009	12,775

市町村	３交代制	増加所要額（基準財政需要額割）A	参考：R5決算額（常備消防）B	参考：R5決算額を基準財政需要額割 C（Bの合計×割合）	参考：割合	参考：R5決算額に増加所要額を加算 D（A+C）	参考：加算後の金額とR5決算額との差額 D-B
芸西村		9,114	49,180	118,546	1.17%	127,660	78,480
本山町		9,278	82,413	120,680	1.19%	129,958	47,545
大豊町		10,780	95,437	140,207	1.38%	150,987	55,550
土佐町		11,093	90,505	144,278	1.42%	155,371	64,866
大川村		1,656	14,797	21,533	0.21%	23,189	8,392
いの町		28,640	318,343	372,504	3.68%	401,144	82,801
仁淀川町		13,235	117,241	172,142	1.70%	185,377	68,136
中土佐町	○	13,168	213,533	171,271	1.69%	184,439	▲29,094
佐川町		17,941	162,819	233,356	2.30%	251,297	88,478
越知町		11,854	106,376	154,179	1.52%	166,033	59,657
檮原町		10,200	98,638	132,666	1.31%	142,866	44,228
日高村		10,458	129,201	136,028	1.34%	146,486	17,285
津野町		12,583	154,830	163,657	1.62%	176,240	21,410
四万十町		26,168	405,871	340,352	3.36%	366,520	▲39,351
大月町		11,196	133,062	145,615	1.44%	156,811	23,749
三原村		4,286	66,645	55,748	0.55%	60,034	▲6,611
黒潮町		18,274	235,218	237,686	2.35%	255,960	20,742
合計		779,064	10,132,930	10,132,930	100%	10,911,994	779,064

【参考】現在２交代制の消防本部を３交代制にした場合に想定される増加人員の内訳

資料3	令和７年８月６日
高知県消防広域化基本計画あり方検討会　総務部会（第２回）	

（消防本部に調査実施 ※調査基準日:R7.4.1時点）

消防本部･署所	【現状】 ２交代制の場合の職員数（単位：人） 計				３交代制の場合の職員数（単位：人） 計				増加数	
		第１	第２	第３		第１	第２	第３	消防本部	署所
室戸市消防本部･署	**27**	14	13		**33**	11	11	11	**7**	**6**
東洋出張所	**14**	7	7		**15**	5	5	5		**1**
安芸市消防本部･署	**29**	15	14		**36**	12	12	12	**7**	**7**
土佐市消防本部･署	**41**	21	20		**47**	16	16	15	**6**	**6**
宇佐分署	**0**				**0**					**－**
高吾北消防本部･署	**24**	12	12		**30**	10	10	10	**8**	**6**
仁淀川分署	**16**	8	8		**18**	6	6	6		**2**
高幡消防本部･署	**32**	16	16		**36**	12	12	12	**27**	**4**
中土佐分署	**20**	7	7	6	**20**	7	7	6		**－**
津野山分署	**12**	6	6		**18**	6	6	6		**6**
葉山出張所	**8**	4	4		**12**	4	4	4		**4**
四万十清流署	**27**	14	13		**36**	12	12	12		**9**
西分署	**14**	7	7		**18**	6	6	6		**4**
仁淀消防本部･署	**22**	11	11		**27**	9	9	9	**9**	**5**
吾北分署	**10**	5	5		**12**	4	4	4		**2**
日高分署	**10**	5	5		**12**	4	4	4		**2**
幡多中央消防本部･署	**31**	15	16		**33**	11	11	11	**8**	**2**
西土佐分署	**12**	6	6		**15**	5	5	5		**3**
黒潮消防署	**18**	9	9		**21**	7	7	7		**3**
幡多西部消防本部･署	**30**	15	15		**33**	11	11	11	**15**	**3**
大月分署	**14**	7	7		**18**	6	6	6		**4**
三原分署	**7**	7			**15**	5	5	5		**8**
嶺北消防本部･署	**20**	10	10		**30**	10	10	10	**12**	**10**
大豊分署	**10**	5	5		**12**	4	4	4		**2**
中芸広域連合消防本部･署	**28**	14	14		**33**	11	11	11	**5**	**5**
馬路分所	**1**	1			**1**	1				**－**
合計	**477**	241	230	6	**581**	195	194	192	**104**	**104**

【参考】２交代制・３交代制のイメージ

【参考】勤務体制のイメージ

	2交代制	3交代制
考え方	・職員が２部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務し、一定の期間で週休日を取る制度	・職員が３部に分かれ、当番・非番・日勤を組み合わせて勤務し、一定期間で週休日を取る制度
メリット	・少ない職員数で部隊が編成できる	・部隊編成が固定されるため連携が取りやすい ・日勤日に研修、調査事項及び予防業務等を実施しやすい
デメリット	・部隊編成が日替わりで連携が難しい ・常時週休者がいるため全員対象の事務が円滑に進まない	・部隊編成に職員を多く要する
全国の状況	424消防本部で導入 (県内9)	218消防本部で導入 (県内5)

全国720消防本部のうち、
併用は69(県内1)、その他(4部制など)9

２交代制のイメージ：　当番３人　→　８人運用（４人×２隊）

■：週休日

隊	職員	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	出勤回数
1隊	1	当番		当番		当番		■		当番		当番		当番		■		当番		当番		当番	9
1隊	2	■		当番		当番		当番		■		当番		当番		当番		■		当番		当番	8
1隊	3	当番		■		当番		当番		当番		■		当番		当番		当番		■		当番	8
1隊	4	当番		当番		■		当番		当番		当番		■		当番		当番		当番		■	8
2隊	5		当番		当番		当番		■		当番		当番		当番		■		当番		当番		8
2隊	6		■		当番		当番		当番		■		当番		当番		当番		■		当番		7
2隊	7		当番		■		当番		当番		当番		■		当番		当番		当番		■		7
2隊	8		当番		当番		■		当番		当番		当番		■		当番		当番		当番		8

合計63回/8人・3週

３交代制のイメージ：当番３人→９人運用（３人×３隊）※３週中に１回の日勤あり

隊	職員	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	出勤回数
1隊	1	当番		日勤	当番			当番			当番			当番			当番			当番			8
1隊	2	当番			当番			当番		日勤	当番			当番			当番			当番			8
1隊	3	当番			当番			当番			当番			当番		日勤	当番			当番			8
2隊	4		当番		日勤	当番			当番			当番			当番			当番			当番		8
2隊	5		当番			当番			当番		日勤	当番			当番			当番			当番		8
2隊	6		当番			当番			当番			当番			当番		日勤	当番			当番		8
3隊	7			当番			当番		日勤	当番			当番			当番			当番			当番	8
3隊	8			当番			当番			当番			当番		日勤	当番			当番			当番	8
3隊	9			当番			当番			当番			当番			当番			当番		日勤	当番	8

合計72回(当番63＋日勤9)/9人・3週

【別紙２－１】給与水準の統一

ｉ）ラスパイレス指数による試算（高知市の給与水準に再計算）

＜高知市の給与水準に再計算する場合の試算（高知市以外職員の給料を高知市と同等程度にする場合）＞

- **給料表を高知市ベースに統一し、経験年数等を踏まえ給料を再計算**する場合、**必要な所要額(推計)は＋4.0億円/年**

※直近上位に調整する場合、現状と同程度の財政負担と想定　　(※)再計算の方法は「給料調整のイメージ」参照)

２－１　消防本部別内訳（高知市の給与水準に再計算する場合）

(単位:千円)

消防本部	職員数 (R7.4.1)	所要額 ※年額	内訳				【参考】基本情報（R7.4.1）(単位:円)			
			給料	手当 ※期末勤勉、管理職等	退職手当	共済費	適応給料表	級	初任給 大卒	初任給 高卒
高知市	392	－	－	－	－	－	消防職	8	251,700	211,200
室戸市	48	25,599	12,513	6,239	2,690	4,157	行政職	6	220,000	188,000
安芸市	38	24,036	12,159	6,145	1,675	4,057	行政職	6	220,000	188,000
南国市	66	25,316	12,372	5,977	2,900	4,067	行政職	6	220,000	188,000
土佐市	49	25,476	13,090	6,825	1,146	4,415	行政職	6	220,000	188,000
土佐清水市	37	17,843	8,962	4,507	1,388	2,986	行政職	6	220,000	188,000
香南市	50	18,825	8,161	4,632	3,196	2,836	行政職	6	220,000	188,000
香美市	58	31,655	16,134	8,418	1,660	5,443	行政職	6	213,600	188,000
高吾北広域町村事務組合	48	35,648	16,948	8,982	3,970	5,748	行政職	6	220,000	188,000
高幡消防組合	144	74,151	37,140	19,368	5,116	12,527	行政職	6	220,000	188,000
仁淀消防組合	58	15,817	6,459	5,473	1,240	2,645	行政職	6	220,000	188,000
幡多中央消防組合	80	30,725	16,067	8,513	696	5,449	行政職	6	225,600	201,000
幡多西部消防組合	63	29,259	14,107	7,266	3,148	4,738	行政職	6	220,000	188,000
嶺北広域行政事務組合	37	25,671	12,305	7,158	1,894	4,314	行政職	6	220,000	188,000
中芸広域連合	37	20,940	9,939	5,839	1,665	3,497	行政職	6	220,000	188,000
合計	**1,205**	**400,961**	196,356	105,342	32,384	66,879				

(出典）令和７年　地方公務員給与実態調査カード、消防政策課調べ

【参考】給与水準の統一
－給料調整のイメージ－

＜参考＞ ①再計算(高知市と同等)・②直近上位に調整のイメージ

例）R9年度に新規採用職員で、R10に広域連合職員となる場合のイメージ（給料表はR7年度）
①**再計算**：高知市の初任給から再計算し、経験年数を反映（高知市の1級-25号から４号給昇給）
②**直近上位に調整**：現行水準の直近上位の金額に位置付けた上で昇給（高知市の１級－９号から４号給昇給）

※１～３級については最低号給に達していなければ１号給に調整

高知市以外の給料表（行政職６級）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額					
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600

初任給(大卒)：220,000（25号）
2年目：225,600（29号）
通常の昇給（４号給昇給）

高知市の給料表（消防職８級）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
1	205,100	260,900	273,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
8	218,000							
9	220,300							
13	229,200							
25	251,700							
29	257,100							

②高知市給料表で現行水準の直近上位に調整
（220,000円の近くで高い方から4号給昇給）

①高知市給料表の水準で再計算
（1級25号から4号給昇給）

＜参考＞ 追加必要額の推計方法

		高知市給料表の水準で再計算
追加必要額（推計）		**年額 400,961千円** 【内訳】給料:196,356、職員手当:105,342、退職手当:32,384、共済費:66,879
	給料	高知市(消防職員)の経験年数毎の平均給料額を、各消防本部の同一経験年数の人員に掛けた金額と実額との差を求めた。 ※出典:令和5年度地方公務員給与実態調査(基幹統計)
	職員手当	給料上昇に伴う手当(期末勤勉、時間外、退職手当)を上記から推計。管理職手当を高知市相当として推計。 ※出典:令和5年度地方公務員給与実態調査(基幹統計)
	共済費	上記の上昇額と、共済費の納付金率を掛けて推計 ※出典:高知県市町村職員共済組合の納付金率表(R7)の自治体負担ベース

【別紙２－１】給与水準の統一

ｉ）ラスパイレス指数による試算（高知市の給与水準に再計算）

- **高知市の給与水準に再計算する場合の所要額＋4.0億円を消防本部別の構成市町村で基準財政需要額割した金額**
  ※消防本部別の所要額を構成市町村で按分して試算
  ※直近上位に調整する場合、現状と同程度と財政負担と想定

２－１　市町村別内訳（高知市の給与水準に再計算する場合）

(単位:千円)

消防本部	構成市町村	所要額（基準財政需要額割）
高知市	高知市	－
室戸市	室戸市	19,461
	東洋町	6,138
安芸市	安芸市	17,078
	芸西村	6,958
南国市	南国市	25,316
土佐市	土佐市	25,476
土佐清水市	土佐清水市	17,843
香南市	香南市	18,825
香美市	香美市	31,655
高吾北広域町村事務組合	仁淀川町	10,965
	佐川町	14,863
	越知町	9,820
高幡消防組合	須崎市	20,000
	中土佐町	11,479
	梼原町	8,892
	津野町	10,969
	四万十町	22,811

消防本部	構成市町村	所要額（基準財政需要額割）
仁淀消防組合	いの町	11,586
	日高村	4,231
幡多中央消防組合	四万十市	21,019
	黒潮町	9,706
幡多西部消防組合	宿毛市	17,586
	大月町	8,441
	三原村	3,232
嶺北広域行政事務組合	本山町	7,260
	大豊町	8,435
	土佐町	8,680
	大川村	1,296
中芸広域連合	奈半利町	5,733
	田野町	4,475
	安田町	4,936
	北川村	3,418
	馬路村	2,378
合計		400,961

【別紙２－２】給与水準の統一

ｉ）ラスパイレス指数による試算（高知市の給与水準に再計算）

資料3	令和７年８月６日
高知県消防広域化基本計画あり方検討会　総務部会（第２回）	

- **高知市の給与水準に再計算する場合の所要額＋4.0億円を、基準財政需要額により全市町村で按分して負担する場合の所要額を試算**
- また、「R5決算額」と「R5決算額に増加所要額 4.0億円を加算し、基準財政需要額割した金額」との比較を参考に試算
  ※直近上位に調整する場合、現状と同程度と財政負担と想定

２－２　全市町村で按分負担する場合

（単位:千円）

市町村	増加所要額（基準財政需要額割）A	参考				
		R5決算額（常備消防）B	R5決算額を基準財政需要額割 C（Bの合計×割合）	割合	R5決算額に増加所要額を加算 D（A+C）	加算後の金額とR5決算額との差額 D-B
高知市	119,087	3,308,678	3,009,517	29.70%	3,128,604	▲180,074
室戸市	9,945	282,336	251,331	2.48%	261,276	▲21,060
安芸市	11,514	259,024	290,973	2.87%	302,487	43,463
南国市	21,387	578,384	540,485	5.33%	561,872	▲16,512
土佐市	13,996	398,890	353,693	3.49%	367,689	▲31,201
須崎市	11,808	384,362	298,407	2.94%	310,215	▲74,147
宿毛市	12,004	299,550	303,353	2.99%	315,357	15,807
土佐清水市	10,251	281,185	259,069	2.56%	269,320	▲11,865
四万十市	20,368	518,345	514,735	5.08%	535,103	16,758
香南市	21,679	374,781	547,859	5.41%	569,538	194,757
香美市	18,682	501,199	472,125	4.66%	490,807	▲10,392
東洋町	3,137	121,659	79,277	0.78%	82,414	▲39,245
奈半利町	3,810	105,217	96,286	0.95%	100,096	▲5,121
田野町	2,974	84,783	75,148	0.74%	78,122	▲6,661
安田町	3,280	82,849	82,885	0.82%	86,165	3,316
北川村	2,271	47,346	57,401	0.57%	59,672	12,326
馬路村	1,580	30,234	39,938	0.39%	41,518	11,284

市町村	増加所要額（基準財政需要額割）A	参考				
		R5決算額（常備消防）B	R5決算額を基準財政需要額割 C（Bの合計×割合）	割合	R5決算額に増加所要額を加算 D（A+C）	加算後の金額とR5決算額との差額 D-B
芸西村	4,691	49,180	118,546	1.17%	123,237	74,057
本山町	4,775	82,413	120,680	1.19%	125,455	43,042
大豊町	5,548	95,437	140,207	1.38%	145,755	50,318
土佐町	5,709	90,505	144,278	1.42%	149,987	59,482
大川村	852	14,797	21,533	0.21%	22,385	7,588
いの町	14,740	318,343	372,504	3.68%	387,244	68,901
仁淀川町	6,812	117,241	172,142	1.70%	178,954	61,713
中土佐町	6,777	213,533	171,271	1.69%	178,048	▲35,485
佐川町	9,234	162,819	233,356	2.30%	242,590	79,771
越知町	6,101	106,376	154,179	1.52%	160,280	53,904
檮原町	5,249	98,638	132,666	1.31%	137,915	39,277
日高村	5,383	129,201	136,028	1.34%	141,411	12,210
津野町	6,476	154,830	163,657	1.62%	170,133	15,303
四万十町	13,468	405,871	340,352	3.36%	353,820	▲52,051
大月町	5,762	133,062	145,615	1.44%	151,377	18,315
三原村	2,206	66,645	55,748	0.55%	57,954	▲8,691
黒潮町	9,405	235,218	237,686	2.35%	247,091	11,873
合計	400,961	10,132,930	10,132,930	100%	10,533,891	400,961

【別紙３】給与水準の統一
ⅱ）必要最小限の処遇統一として優先的に検討すべきもの

ⅱ）必要最小限の処遇統一として優先的に検討すべきもの　※試算は、令和5年度地方公務員給与実態調査又はR5決算額調査の数値を使用。

ア　新規採用職員を高知市の給与水準並みへ引上げ

（財政負担）　全県20人程度 10百万円程度

・高知市以外の職員813人の給料を一度に高知市水準に再計算した場合は、400,961千円必要（別紙2-1のⅰ）
・新規採用職員が40年間勤務し、現行職員数813人が40年で入れ替わる(1年間に20人程度採用)と仮定
⇒　按分により単年度に必要となる所要額を試算　400,961千円 ／ 40年 ＝ 10,024千円／年

イ　新規採用職員初任給引き上げに伴う若年職員の逆転調整

（財政負担）　全県250人程度 120百万円程度

・高知市以外の若年層職員（1，2級の約250人）の給料表の号給の給料月額を、高知市の水準に引き上げた場合は、約120百万円程度必要

ウ　小規模本部の欠員補充　※欠員：条例定数に対する現員数の不足分

（財政負担）　全県　45人　337百万円程度

・人件費7,491千円/人として試算（共済費(使用者負担ベース)、退職手当含む）（7,491千円 × 45人(R7.4.1時点)＝337,095千円）

エ　その他の処遇改善措置の検討

①職員手当の統一

職員手当の種類により、どのように統一していくのか今後検討が必要

②広域異動者の住居借上支援

広域異動者の住居借上支援としては、赴任旅費(引越代)や住居手当の支給により対応（既存の職員住宅の活用も検討）

【別紙４】階級制度の統一

＜検討の方向性＞

➢ 職名と階級は、各消防本部で違いがあるため、**現状の職員数が最も多い高知市の現行制度をベースとして統一する方向で検討することとしてよいか**。

＜参考＞県内の状況（階級のイメージ）

考え方	消防本部	消防士 消防副士長	消防士長	消防司令補		消防司令	消防司令長	消防監	消防正監	消防司監
広域化後（案） ※高知市をベース	※県内人口 約65万人				係長等	・課長補佐 ・副署長 等	・課長 ・署長 等	次長等	消防長	
消防吏員200人以上、 又は人口30万以上	高知市				係長 等	・課長補佐 ・副署長 等	・課長 ・署長 等	次長等	消防長	
消防吏員100人以上、 又は人口10万以上	高幡消防組合				係長 等	・課長補佐 ・副署長 等	・次長 ・課長 ・署長 等	消防長		
消防吏員100人未満、 人口10万人未満	その他	右はイメージ (消防本部によって異なる)			係長 等	・次長 ・課長 ・署長 等	消防長			
【参考】県内の各階級ごとの人数 (R7.4.1)		336	315	382		129	30	5	1	

【参考】階級制度等の統一

＜参考＞県内の状況（階級・消防本部別　R7.4.1）

消防本部名	職員		消防士		消防副士長		消防士長		消防司令補		消防司令		消防司令長		消防監		消防正監		計
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
高知市	2	0.5%	97	24.7%			101	25.8%	133	33.9%	41	10.5%	13	3.3%	4	1.0%	1	**0.3%**	**392**
室戸市			9	18.8%	3	6.3%	14	29.2%	16	33.3%	5	10.4%	1	2.1%					**48**
安芸市			8	21.1%	5	13.2%	8	21.1%	7	18.4%	9	23.7%	1	2.6%					**38**
南国市			18	27.3%	5	7.6%	16	24.2%	18	27.3%	8	12.1%	1	1.5%					**66**
土佐市			10	20.4%	4	8.2%	9	18.4%	14	28.6%	11	22.4%	1	2.0%					**49**
土佐清水市			10	27.0%	3	8.1%	11	29.7%	10	27.0%	2	5.4%	1	2.7%					**37**
香南市	1	2.0%	15	**30.0%**	3	6.0%	10	20.0%	12	24.0%	8	16.0%	1	2.0%					**50**
香美市			13	22.4%	4	6.9%	10	17.2%	23	39.7%	7	12.1%	1	1.7%					**58**
高吾北広域町村事務組合			8	16.7%	6	12.5%	20	41.7%	11	22.9%	2	4.2%	1	2.1%					**48**
高幡消防組合			31	21.5%	11	7.6%	38	26.4%	48	33.3%	11	7.6%	4	2.8%	1	0.7%			**144**
仁淀消防組合			11	19.0%	7	12.1%	20	34.5%	12	20.7%	7	12.1%	1	1.7%					**58**
幡多中央消防組合	1	1.3%	14	17.5%	4	5.0%	20	25.0%	35	43.8%	5	6.3%	1	1.3%					**80**
幡多西部消防組合	2	**3.2%**	9	14.3%	4	6.3%	16	25.4%	25	39.7%	6	9.5%	1	1.6%					**63**
嶺北広域行政事務組合	1	2.7%	4	10.8%	10	27.0%	10	27.0%	9	24.3%	2	5.4%	1	2.7%					**37**
中芸広域連合			8	21.6%	2	5.4%	12	32.4%	9	24.3%	5	13.5%	1	2.7%					**37**
計	**7**	**0.6%**	**265**	**22.0%**	**71**	**5.9%**	**315**	**26.1%**	**382**	**31.7%**	**129**	**10.7%**	**30**	**2.5%**	**5**	**0.4%**	**1**	**0.1%**	**1,205**
年齢構成 60代					1	5.6%	8	44.4%	7	38.9%	2	11.1%							**18**
年齢構成 50代	3	1.4%							80	35.7%	105	46.9%	30	13.4%	5	2.2%	1	0.4%	**224**
年齢構成 40代	3	0.9%	1	0.3%			61	18.8%	237	73.2%	22	6.8%							**324**
年齢構成 30代	1	0.3%	21	5.9%	34	9.5%	242	68.0%	58	16.3%									**356**
年齢構成 20代			208	83.9%	36	14.5%	4	1.6%											**248**
年齢構成 10代			35	100.0%															**35**

【別紙５】職員の福利厚生について

- 職員の福利厚生については、現状の職員数が最も多い高知市の現行制度をベースに、関係団体への加入状況なども考慮し、実施計画において方向性を定める。

共済制度について

- 現在、県内の全市町村、一部事務組合、広域連合が高知県市町村職員共済組合に加入し、掛金等を負担。
- 広域連合となった際は、新たに加入することとなるが、組合員としては引き継がれる。

退職手当について

- 退職手当について、**支給額の考え方は各団体同様**であるが、**支給に関する事務に関しては、現状、各消防本部で取扱いが異なるため、広域化後の財産の取扱いや事務負担を踏まえ、実施計画において方向性を定めることとしてはどうか。**

消防本部	退職手当に関する事務の状況		消防職員数(R7)		備考（支給率・調整額など）
	市	高知県市町村総合事務組合			
高知市	○		392	630	○退職手当額は、支給率や調整額で決定されるが、現状、**左記団体は国の示す条例案と同様としており、支給率や調整額に差は生じていない** ・地方公務員の退職手当は、地方自治法により条例で定める（組合加入市町村分は組合で、未加入の市はそれぞれで条例を制定） ・地方公務員法により、国家公務員の制度等に準じることとされており、国が示す「条例案」を参考に、県内各団体は条例を制定 ○総合事務組合に加入している市町村や消防組合は、同組合への負担金が累積している状況。
室戸市	○		48		
安芸市	○		38		
南国市	○		66		
土佐市	○		49		
土佐清水市	○		37		
香南市		○	50	575 (※宿毛市含む)	
香美市		○	58		
高吾北広域町村事務組合		○	48		
高幡消防組合		○	144		
仁淀消防組合		○	58		
幡多中央消防組合		○	80		
幡多西部消防組合	○（宿毛市）	○（大月町、三原村）	63		
嶺北広域行政事務組合		○	37		
中芸広域連合		○	37		
合計（本部数）	6（＋1市）	8（＋2町村）	1,205		

新規採用職員の採用、配置等に関する基本方針
－地域枠の設定等－

<新規採用職員の採用、配置等に関する基本方針（案）>

- 広域化後の新規採用は、人材確保や計画的な人材配置・人事異動の観点から、**広域連合が一括して実施することを基本**とし、あわせて、地域に根ざした人材の確保を図るため、**一定の採用枠を地域枠として設定し、構成市町村の出身者等を優先的に採用することを検討してはどうか**。

- 地域枠の設定に当たっては、採用後は一定期間当該地域に勤務することを条件とする一方で、採用時の地域選択で第２希望を認めるほか、採用後の事情変更に応じた選択変更を柔軟に認めるなど、弾力的な運用を図る方向で検討してはどうか。

地域採用方式（方面消防本部単位）のメリット・デメリット

メリット	デメリット
・地域毎の枠を適切に設定できれば、行政需要及び本人の希望に応じた地域での採用、配置が可能	・人口減少等により地域の要配置人員と既採用人員との間に乖離が生じた場合、行政需要に応じた適切な人員配置が困難となる可能性
・地域の実情に応じた職員を長期・安定的に配置でき、災害時等のきめ細かな対応が期待される	・配置職員の経験知が均質化し、想定外の危機事象に適切に対応できる多様な経験を有する人員配置が困難となる恐れ
・採用時の地域選択において第２希望を認める等、緩やかな運用 →県全体として粒ぞろいの優秀な人材確保が可能	・地域別採用を完全分離する運用 →地域毎で志望状況の差により採用可能な人材の水準に格差を生じる可能性
・採用後の事情変更に応じた選択変更を柔軟に認める運用 →本人の希望に応じたスキルアップ等のための広域異動等により組織力向上	・採用後の選択変更を認めない厳格な運用 →かえって本人の希望に応じた配置を妨げる可能性

地域枠の設定の例

・方面本部単位の職員配属比率の1/2程度で設定。
・広域連合本部所在の高知市からの通勤が困難と見込まれる方面本部のうち希望がある地域に設定。
・採用選考時には一定程度の優先的な配慮も検討。

採用予定枠をすべて地域枠とすることは人事の硬直化を招く恐れがあり、一般的な配属先の調整は採用後の人事配置希望調査等で本人の意向を反映していくことを基本として、それだけでは十分な人員確保に懸念がある中山間地域等に限定して採用選考時からの枠設定を検討することとしてはどうか。

(イメージ)

方面本部	R7職員数	配属数	**地域枠**
安芸	123	3	**2**
中央東	211	5	-
中央	392	10	-
中央西	155	4	-
高幡	144	4	**2**
幡多	180	4	**2**
合計	1,205	30	**6**

⇒ 仮に、定員据置き、かつ職員が40年勤務するとして、配属数(採用数)を推計 (職員数を1/40)

⇒ 配属数の1/2程度とした上で、地域を限定

新規採用職員の採用、配置等に関する基本方針
－広域異動の想定数（暫定的シミュレーションの場合）－

➢ **広域化後に新たな広域異動の対象となるポスト数は、第１期：21人程度、第２期：18人程度の計39人程度（全体の約３％）を仮置き。**

＜前提＞・広域異動のポスト数は各消防本部外への異動人数（消防学校の初任科生(新規採用職員)及び中央方面本部から広域連合本部への異動は除く）
・現行の派遣等による広域異動は据置き
・本試算は、現時点での暫定的シミュレーションに基づくものであり、今後変動を生じることがある

広域異動のポスト数（想定）

(B)(C)は広域連合本部への異動

方面消防本部	現行					第１期（R10）広域異動数(B)	第２期（R15）広域異動数(C)	合計(A+B+C)
	消防本部	職員数(R7)	派遣：派遣等先	派遣：派遣数	派遣：方面本部小計(A)			
安芸	安芸市	38	県（消防防災航空C）	1	1	1	3	5
	中芸	37		–				
	室戸市	48		–				
中央東	南国市	66	県（消防学校）	1	6	10	5	21
	香南市	50	県（消防防災航空C）、市防災部局	2				
	香美市	58	県（消防防災航空C）、市防災部局	2				
	嶺北	37	県（消防防災航空C）	1				
中央	高知市	392	国1、県7(消防政策課2、消防防災航空C3、消防学校2)、他消防本部2(土佐市、幡多中央)、その他3(高知医療センター、救命救急東京研修所等)	13	13	–	–	13
中央西	土佐市	49	県（消防学校）、他消防本部（高知市）	2	5	1	3	9
	高吾北	48	県（消防防災航空C）	1				
	仁淀	58	県（消防防災航空C、消防学校）	2				
高幡	高幡	144	県（消防防災航空C）	1	1	4	3	8
幡多	幡多中央	80	他消防本部（高知市）	1	1	5	4	10
	幡多西部	63		–				
	土佐清水市	37		–				
合計		**1,205**		**27**	27	**21**	**18**	**66**

広域連合の所掌事務のあり方について
－広域化後における各組織の役割分担－

➢ 消防団に関する事務については、現状の一部事務組合等と同様に、広域連合に委託できることとし、市町村が現行の取扱いを維持することを希望する場合には、その意向を最大限尊重することとする。

➢ 消防組織法により市町村が行う事務とされる消防団に関する事務の所掌の範囲については、**実務的な事務処理や分賦金算定の便宜上、役割分担の方式に関する「標準形」を定め、現在、標準形と異なる取扱いを行っている市町村については、広域化後の実施主体のあり方を各市町村で検討した上で、各市町村毎の対応方針を実施計画において定める**。

※今後、実施主体の検討状況を確認予定。

現状の整理（市町村別）

標準形と同様の取扱…○　異なる取扱…★　広域化に当たって取扱の検討が必要…★、○※

主な消防団事務等	標準形（案）	高知	室戸		安芸		南国	土佐	土佐清水	香南	香美	高吾北			高幡					仁淀		幡多中央		幡多西部			嶺北				中芸				
		高知市	室戸市	東洋町	安芸市	芸西村	南国市	土佐市	土佐清水市	香南市	香美市	仁淀川町	佐川町	越知町	須崎市	中土佐町	梼原町	津野町	四万十町	いの町	日高村	四万十市	黒潮町	宿毛市	大月町	三原村	本山町	大豊町	土佐町	大川村	奈半利町	田野町	安田町	北川村	馬路村
1 消防団の設置主体、消防団長の任命、消防団への出動命令	各市町村において実施	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★ 組合において設置に関する条例制定					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★ 広域連合において設置に関する条例制定				
2 団員報酬規程の決定・支給	各市町村が条例で決定、各市町村予算から支出	○※	○※	○	○※	○	○※	○※	○※	○※	○※	○	○	○	★ 条例は組合で決定、組合から市町に委託し、市町予算で支出					○	○	★※委託		○※	○※	○※	★※委託				★ 組合・広域連合において条例制定・予算計上				
3 消防団固有の装備に係る支出、これに伴う補助金の受給	各市町村予算に計上して支出、受給	○※	○※	○	○※	○	○※	○※	○※	○※	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★※委託	○	○※	○※	○※	○	○	○	○	★※一部町村あり				
4 消防団と常備消防に共通する事務、これに係る収入支出	広域連合予算に計上して収入、支出(各市町村は広域連合に分賦金を支出)	※改めて詳細な事務とあわせて確認予定																																	

※消防本部が、市町村の一機関として事務を執行している（高知市〜香美市の○※）

条例・予算は市町村で決定し、委託料により組合で執行（四万十市・黒潮町、嶺北の※委託）

※消防本部(署)の職員が、市町村職員(兼務)として対応（宿毛市・大月町・三原村の○※）

（市町村等の例規集、R5決算額調査、消防政策課調査から作成）

広域連合の所掌事務のあり方について
－消防水利に関する事務の所掌の整理－

- 消防水利に関する事務については、引き続き広域連合に委託できることとし、市町村が現行の取扱いを維持することを希望する場合には、その意向を最大限尊重することとする。
- 関係法令により市町村が行う事務とされる消防水利に関する事務の所掌の範囲については、**実務的な事務処理や分賦金算定の便宜上、役割分担の方式に関する「標準形」を定め、現在、標準形と異なる取扱いを行っている市町村については、広域化後の実施主体のあり方を各市町村で検討した上で、各市町村毎の対応方針を実施計画において定める**。

※今後、実施主体の検討状況を確認予定。

消防水利に関する事務(実施主体)の現状 ※各消防本部に照会（調査基準日：R7.4.1）

標準形と同様の取扱…○　広域化に当たって取扱の検討が必要…○※

消防水利事務等	標準形（案）	高知	室戸		安芸		南国	土佐	土佐清水	香南	香美	高吾北			高幡					仁淀		幡多中央		幡多西部			嶺北				中芸				
		高知市	室戸市	東洋町	安芸市	芸西村	南国市	土佐市	土佐清水市	香南市	香美市	仁淀川町	佐川町	越知町	須崎市	中土佐町	梼原町	津野町	四万十町	いの町	日高村	四万十市	黒潮町	宿毛市	大月町	三原村	本山町	大豊町	土佐町	大川村	奈半利町	田野町	安田町	北川村	馬路村
1　消防水利の設置、維持管理	各市町村において実地 ※左記の事務は、法令上、市町村が実施 ※各市町村予算に計上	○※	○※	○	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2　水道の消火栓の設置及び管理に要する費用等の相当額の補償	各市町村において実施 ※左記の事務は、法令上、市町村が実施 ※各市町村予算に計上	○※	○※	○	○	○	○	○※	○※	○※	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3　消防水利の指定、標識の掲示	広域連合予算に計上して収入、支出 (市町村は広域連合に分賦金を支出) ※左記の事務は、法令上、消防本部が実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※消防本部が、市町村の一機関として事務を行っている

維持管理のみ消防が実施

（消防政策課調査から作成）

広域連合の所掌事務のあり方について
－広域化後における市町村長と消防機関等の関係－

- **現行15消防本部が担う本部機能は、**広域化後は基本的に**広域連合本部に移行**することとなる。
- このため、**条例・予算等消防行政の企画立案に係る重要事項や施策の執行管理に関し広域的に共通する課題等**については、**広域連合管理者会議や方面消防本部管理運営協議会の場を通じて、市町村長の意見が反映**されることとなる。
- 他方で、**消防サービスや災害対応に係る個別事案の対処については、引き続き消防署所において処理**されるため、**こうした事案処理に係る市町村長の意見については、消防署所が窓口となって調整に当たる**こととなる。

＜現　行＞

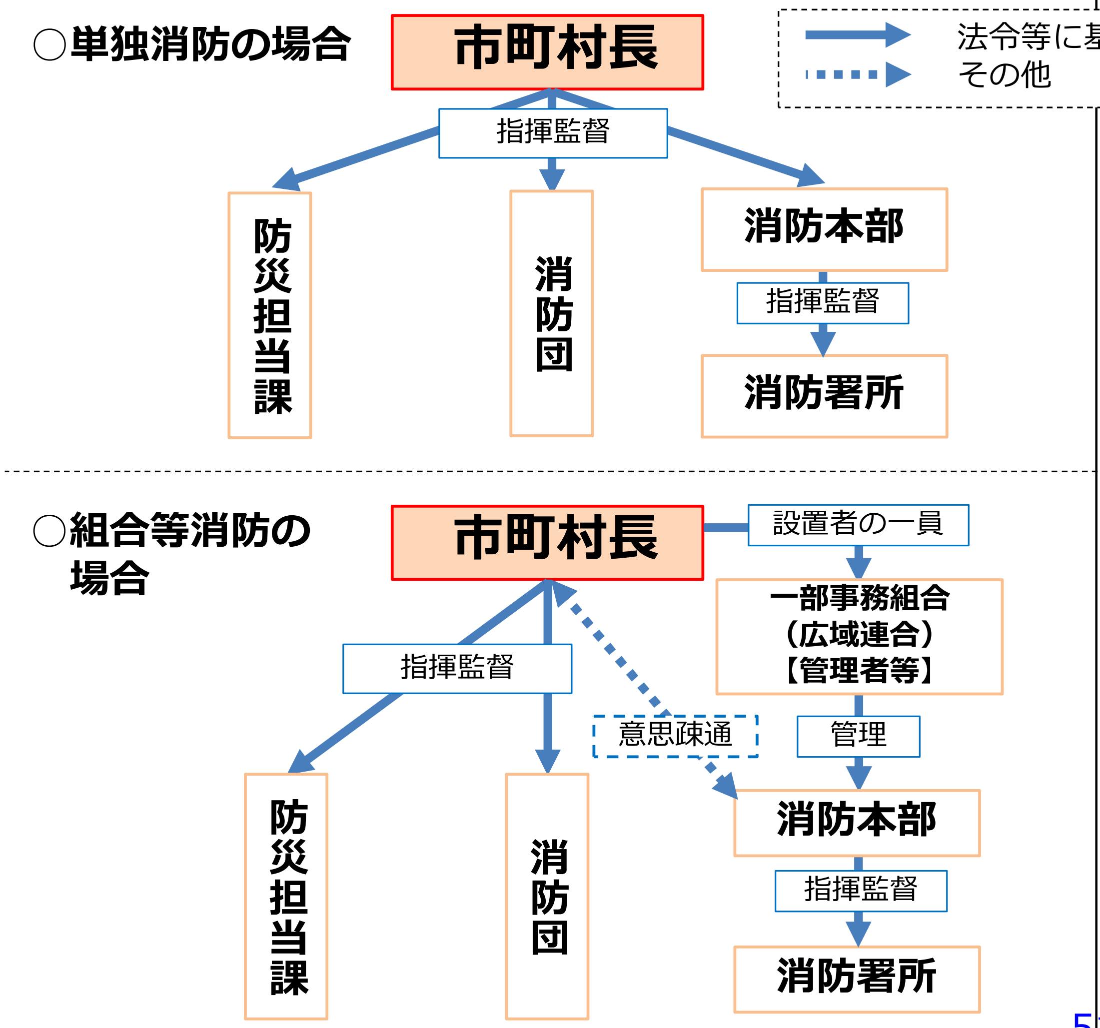

＜広域化後＞

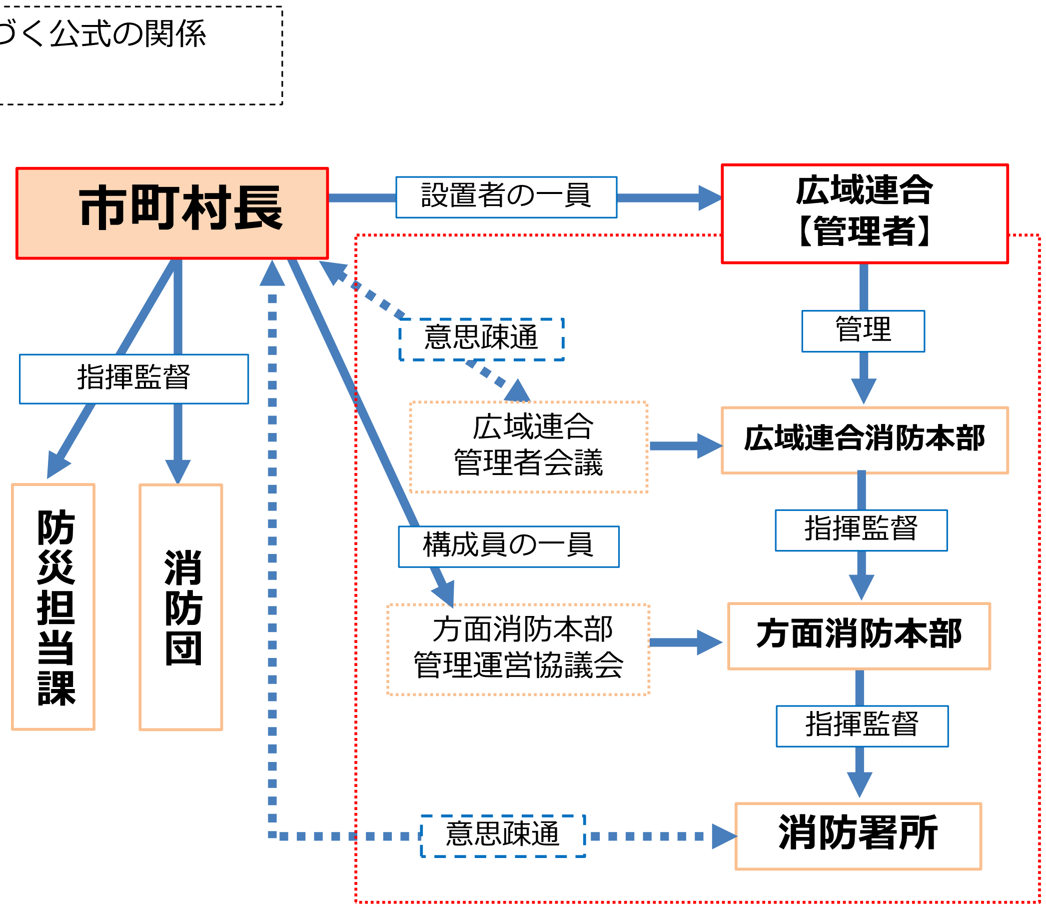

【参考】市町村の消防の現況及び将来見通し

資料3	令和７年８月６日
高知県消防広域化基本計画あり方検討会　総務部会（第２回）	

①高知県内消防本部の出動回数

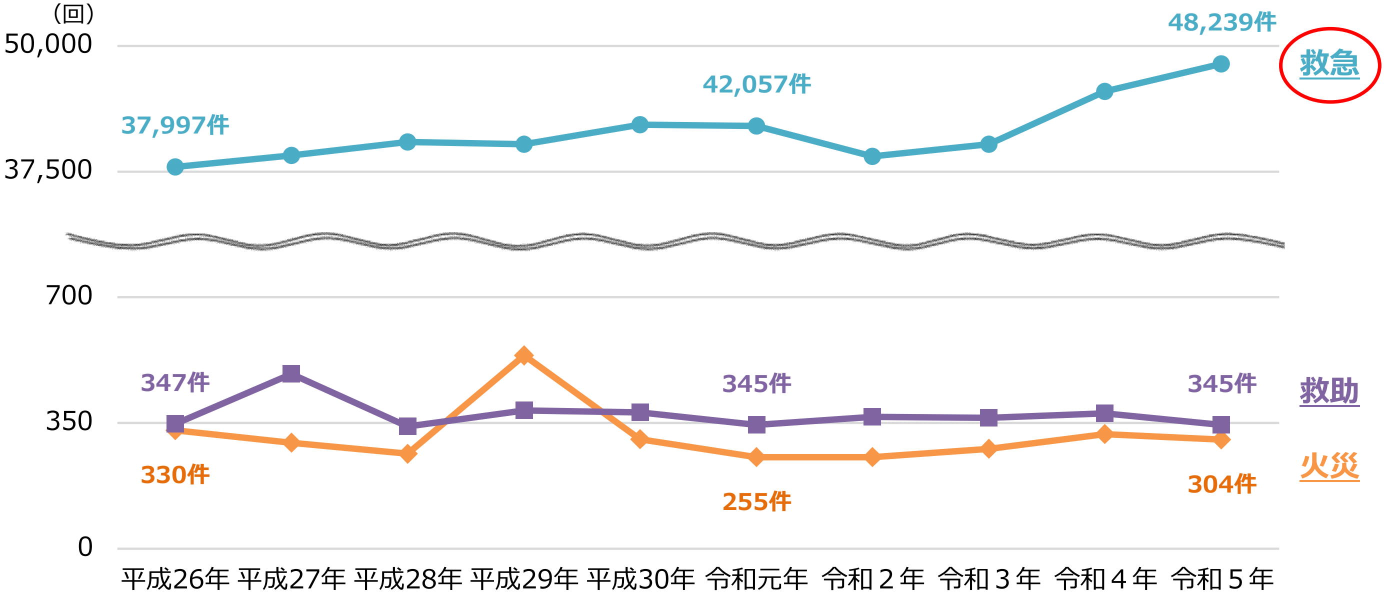

【出典】
・平成26～令和４年は、『消防年報』（高知県消防政策課）
・令和５年は、令和６年度消防防災・震災対策現況調査（消防庁）

＜参考＞消防本部別救急出動回数の推移

（回）

消防本部名	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R２年	R３年	R４年	R５年	人口１万人当たりの出動回数（R5）
高知市	16,465	16,792	17,841	17,387	18,788	18,816	17,299	17,860	20,432	21,052	662.2
室戸市	1,215	1,281	1,228	1,072	1,162	1,356	1,217	1,257	1,433	1,340	1,048.3
安芸市	1,484	1,535	1,585	1,458	1,531	1,345	1,267	1,311	1,554	1,500	793.7
南国市	2,445	2,522	2,450	2,731	2,745	2,739	2,525	2,671	3,010	3,154	688.1
土佐市	1,459	1,529	1,567	1,599	1,605	1,639	1,525	1,584	1,716	1,678	670.2
土佐清水市	784	856	821	869	809	805	898	839	896	998	875.7
香南市	1,638	1,593	1,672	1,671	1,717	1,849	1,706	1,673	1,977	2,014	630.3
香美市	1,566	1,588	1,629	1,668	1,772	1,756	1,533	1,626	1,743	1,943	756.9
高吾北広域町村事務組合	1,582	1,514	1,549	1,549	1,603	1,571	1,392	1,359	1,624	1,583	755.7
高幡消防組合	3,016	3,125	3,220	3,233	3,289	3,260	3,130	3,113	3,527	5,062	1,066.3
仁淀消防組合	1,487	1,484	1,544	1,533	1,569	1,490	1,423	1,476	1,665	1,697	678.5
幡多中央消防組合	2,276	2,191	2,172	2,335	2,281	2,282	2,188	2,274	2,424	2,731	667.9
幡多西部消防組合	1,066	1,505	1,518	1,558	1,627	1,494	1,345	1,559	1,749	1,735	738.9
嶺北広域行政事務組合	829	857	849	799	870	866	794	820	907	919	934.8
中芸広域連合	685	749	818	767	804	789	778	794	831	833	907.4
合　計	37,997	39,121	40,463	40,229	42,172	42,057	39,020	40,216	45,488	48,239	724.0

【出典】
・各年の救急出動回数は『救急年報報告』（消防庁）
・人口１万人当たりの出動回数（R5）は計算値

【参考】市町村の消防の現況及び将来見通し

②高知県内救急搬送人員の動向

- 平成22年から令和５年の高知県内の救急搬送人員数は、おおよそ34,000～42,000人の間で推移。
- 期間中の救急出動件数に占める救急搬送人員の割合は、おおよそ9割程度となっている。近年はこの比率が僅かながら低くなっている。

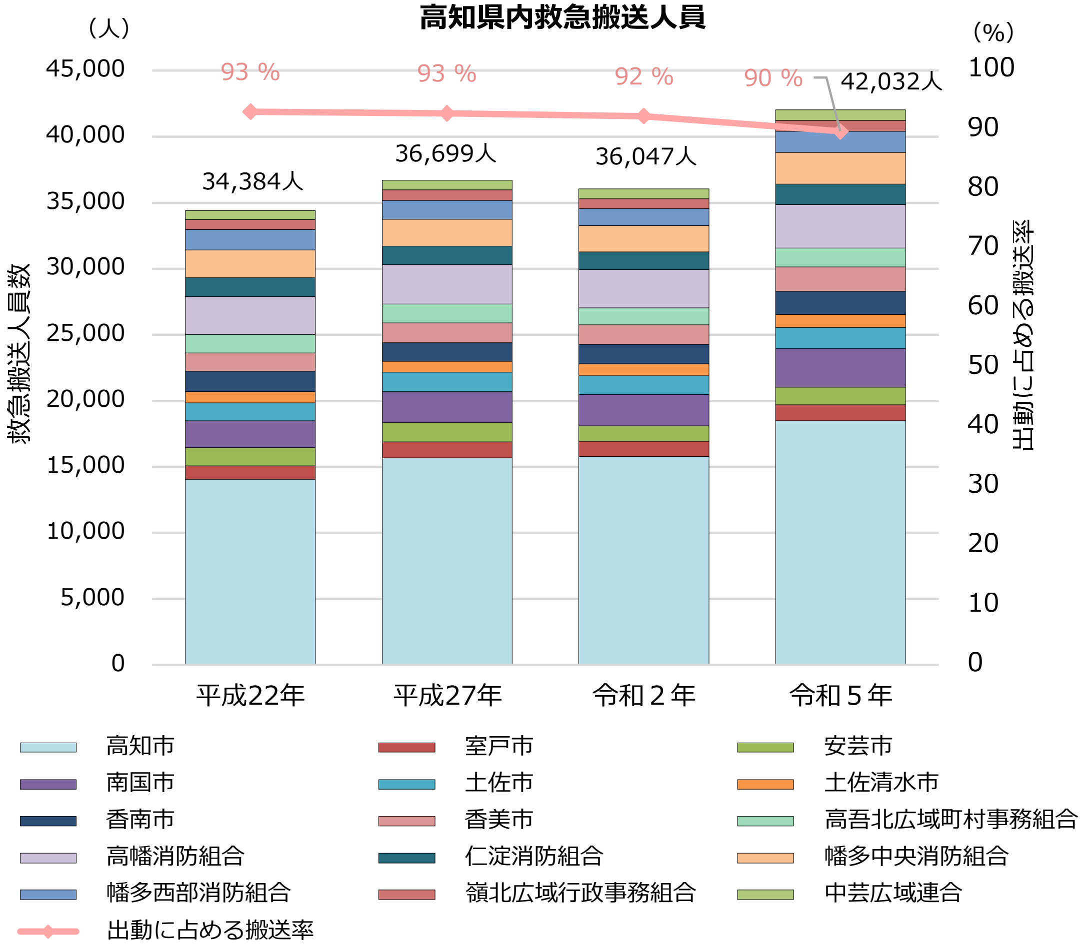

③高知県内年齢別救急搬送人員発生率

- 令和４年から令和６年の各消防本部の年齢別救急搬送人員数と年齢別人口を基にして、人口100人あたりの年齢別救急搬送人員発生率を求めた。
- その結果、発生率は0～4歳はある程度高いものの、その後の年齢層では相対的に発生率は低く、50歳を過ぎると徐々に発生率は上昇する。
- 県平均では65～69歳で5人、75～79歳で10人、80歳～85歳で15人、85歳以上で20人を超えており、特に高齢者は年を負うごとに急激に発生率が高くなる。

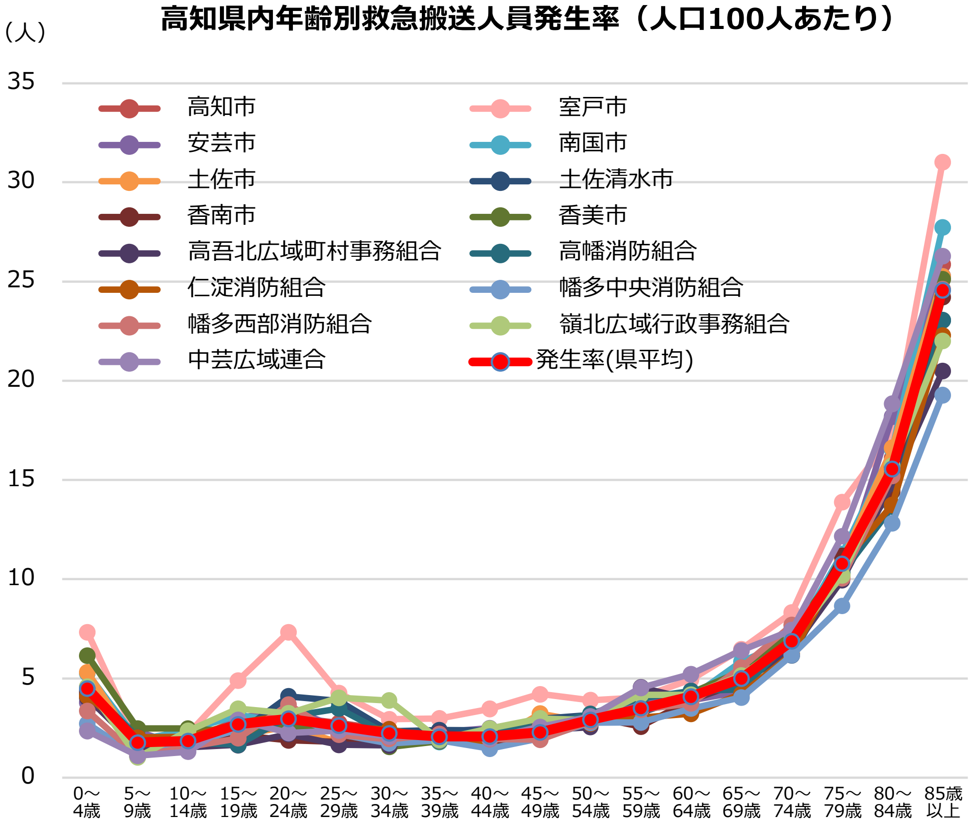

※一般財団法人消防防災科学センターによる集計

【参考】市町村の消防の現況及び将来見通し

④高知県内救急搬送人員将来推計

※消防本部提供の令和4～6年の年齢別救急搬送人員、同年の年齢別人口を基に発生率を算出し、これを「日本の将来推計人口[年齢5歳階級別]（令和5(2023)年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）の高知県データに乗じて算出。

- 救急搬送人員推計値は、令和７年から令和17年までは同程度の発生数となり4万人を超える。その後は徐々に減少し令和32年には3万5千人となり、令和７年と比べ84%まで減少する。
- 年齢別に見ると、年少人口と生産年齢人口の救急搬送人員推計値は一貫して減少しているが、65歳以上の人口の救急搬送人員推計値は令和17年にピークとなり、令和32年も現在と同程度。
  期間中には人口が減少しているものの高齢化が進むことにより、人口減少の比率程には救急搬送人員推計値は減少しない。

高知県内救急搬送人員将来推計

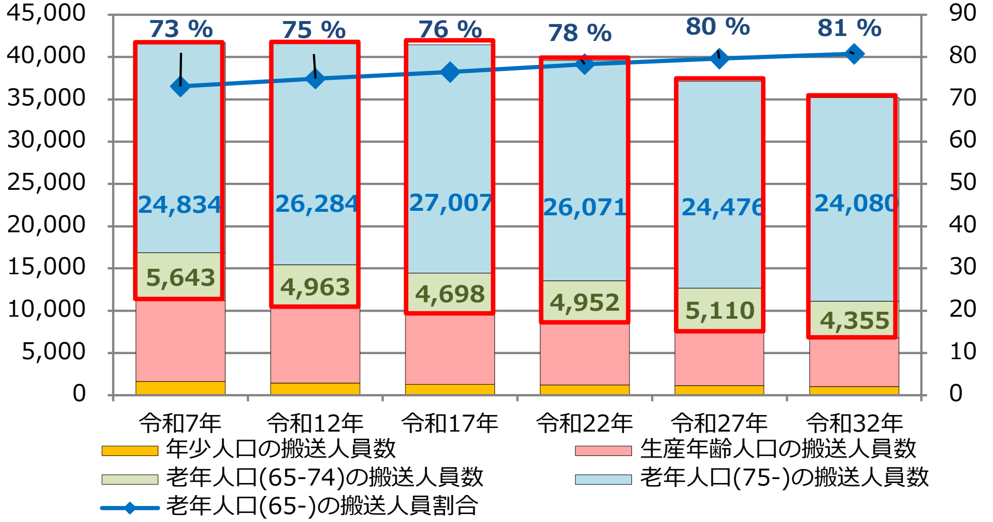

高知県内救急搬送人員将来推計（年代別）

（人）

	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
年少人口(０-14歳)の搬送人員数	1,652	1,452	1,310	1,226	1,140	1,031
生産年齢人口(15-64歳)の搬送人員数	9,585	9,031	8,447	7,354	6,433	5,734
老年人口(65-74歳)の搬送人員数	5,643	4,963	4,698	4,952	5,110	4,355
老年人口(75歳-)の搬送人員数	24,834	26,284	27,007	26,071	24,476	24,080
老年(65歳-)人口の搬送人員割合	73%	75%	76%	78%	80%	81%
総　数	41,715	41,730	41,462	39,603	37,159	35,201

※一般財団法人消防防災科学センターによる推計

＜参考＞高知県の将来人口動向

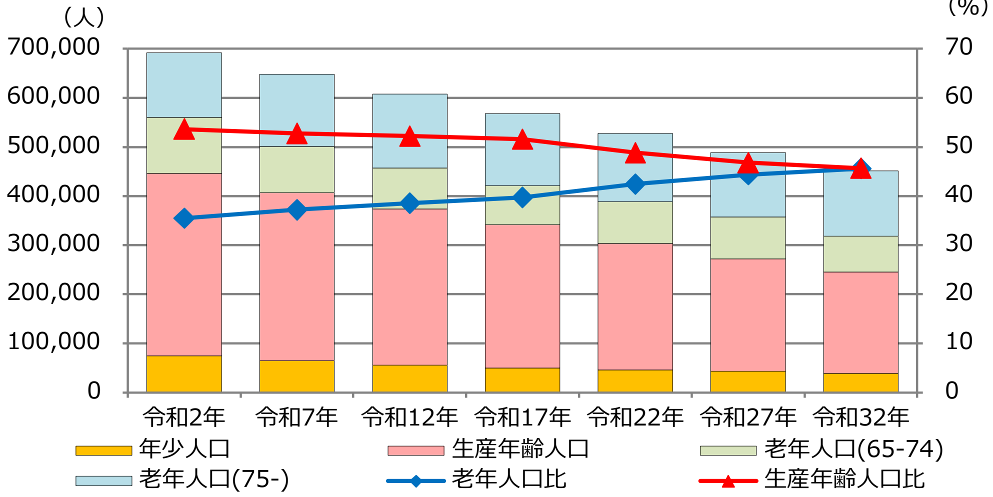

高知県の将来人口動向（年代別）

（人）

	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
年少人口(０-14歳)	75,171	65,062	56,038	49,406	46,106	43,055	39,340
生産年齢人口(15-64歳)	370,997	341,819	317,517	292,904	257,702	228,702	205,991
老年人口(65-74歳)	113,949	94,277	83,600	79,225	84,985	85,516	72,755
老年人口(75歳-)	131,410	146,790	150,701	146,448	139,174	131,196	132,894
総人口	691,527	647,948	607,856	567,983	527,967	488,469	450,980
生産年齢人口比	54%	53%	52%	52%	49%	47%	46%
老年人口比	35%	37%	39%	40%	42%	44%	46%
令和２年を100とした総人口比	100	94	88	82	76	71	65

【出典】
令和２年は国勢調査による実績値、令和７年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和５（2023)年推計）

高知県消防広域化基本計画（改定後）の骨格（素案）

１　広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項

（１）新法人の形態、名称及び本部の設置場所

新たな消防組織は地方自治法第 284 条第３項に基づく「広域連合」の形態により設立し、その名称は「高知県消防広域連合」（以下「広域連合」という。）とし、消防本部名称は「高知広域消防局」とする。

広域連合の本部は、高知市が地理的に県中央部に位置し、県人口の約半分を占めていることに加え、国及び県等の官公庁へアクセスも良好なこと、さらに、広域化に当たっては高知市消防局が中核的な役割を果たすこと等を考慮し、高知市に設置する。

また、広域連合事務局及び消防局本部双方の運営の効率化を図るため、これらの事務所は同一の建物内に設置することとし、その際には財政負担を軽減する観点から、既存施設の利活用を基本として検討する。

（２）新法人の主たる意思決定機構

新たに設立される広域連合においては、以下の執行機関や議決機関、協議・審議機関を設置し、円滑な意思決定と地域事情を踏まえた対応を可能とする体制を構築する。

①　執行機関

名称	人数	概要
広域連合長	１名	・事務を執行する機関の長 ・市町村消防の原則に鑑み、市町村長の中から選任 ・全市町村長及び知事により選出
副広域連合長	１名	・広域連合長が任命
担当管理者	７名 （方面消防本部６名） （消防防災航空センター・消防学校１名）	・方面消防本部の担当管理者：管轄内市町村の長から選出された市町村長を充てる（※中央方面消防本部は高知市長を充てる） ・消防防災航空センター・消防学校の担当管理者：知事を充てる ※広域連合長及び副広域連合長はいずれかの担当管理者を兼ねることを想定
消防局長	１名	・消防吏員の長

②　議決機関

名称・構成員	人数	概要
広域連合議会· 議員	14 名程度	・市町村及び県の議会議員の中から選出された議員で構成 ・条例、予算その他重要事項の審議・議決を行う

※任期や選出方法等については、実施計画又は広域連合規約に規定することでよいか。

③　協議・審議機関

名称	構成	概要
広域連合管理者会議	広域連合長、副広域連合長、担当管理者（方面本部６名、消防防災航空センター・消防学校１名）	・条例、予算等の重要事項に関する協議を行う
方面消防本部管理運営協議会	方面消防本部担当管理者たる会長（１名）、委員（管轄内各市町村の長。中央方面消防本部は高知市長が指名する市職員若干名）	・方面消防本部単位での消防行政に関する審議機関 ・地域事情を踏まえた調整を行う

（３）方面消防本部の設置

県内 40 箇所に設置される消防署所と広域連合本部の間の連絡調整を円滑に行うため県の区域を経済社会活動上のまとまりに着目して６つに区分し、各区域に方面消防本部を設置し、連絡調整の事務を分掌させる。区域の設定にあたっては、県や国の地方行政機関の管轄区域等を参考に、以下の６区域とする。

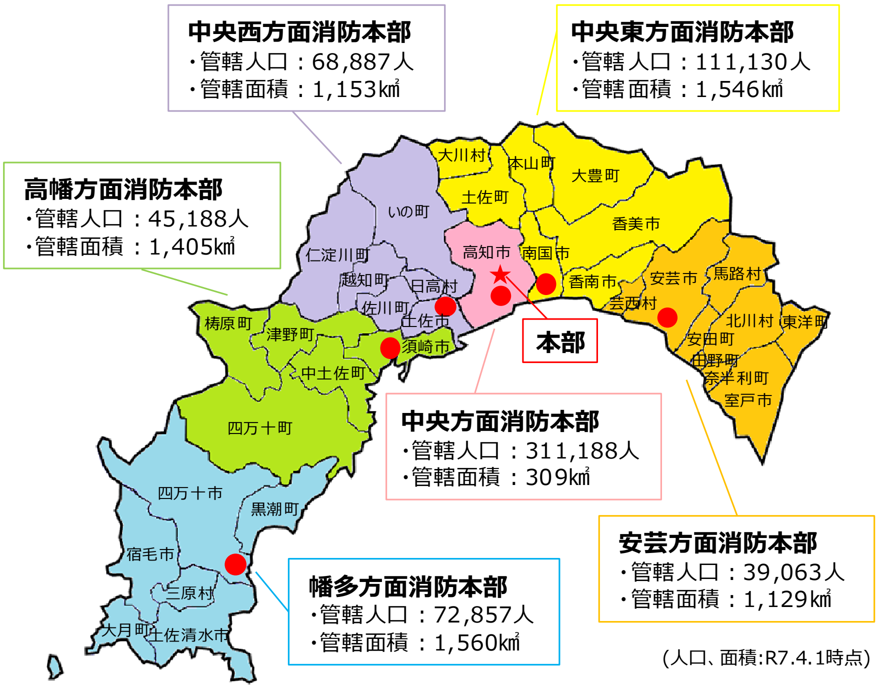

(人口、面積:R7.4.1時点)

（４）新法人の所掌事務の範囲

新法人は、市町村の消防事務（消防団及び消防水利施設の設置及び維持管理を除く。）及び県の消防事務のうち消防防災航空センター・消防学校の事務を所掌する。

このほか、市町村と協議の上、市町村の消防団の事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理の事務についても受託することを可能とする。（「10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項」に別途記載）

（５）現行消防組織における本部機能の新法人への移行スケジュール

令和７年度においては、「消防広域化基本計画あり方検討会」での議論を踏まえて策定された本計画に基づき、「高知県消防広域化推進協議会」（法定協議会）の設置に関して市町村議会及び県議会での議決を得る。

令和８年度は同協議会においては、広域連合の運営計画となる「高知県消防広域化実施計画」（以下「実施計画」という。）の検討を行い、同年度内に実施計画の策定を行う。

また、令和９年度の早い時点で、広域連合設立に向けた市町村議会及び県議会での議決を経た上で、各種制度設計、関係機関との協議、条例整備等、新法人の設立準備に着手する。

令和 10 年度当初に広域連合を発足させ、令和 12 年度までを第１期と位置づけ、現行 15 消防本部の本部機能（通信指令業務を除く。）の集約化を進めるとともに、給与制度、階級制度、勤務体制等、職員処遇の統一に着手する。

令和 13 年度から令和 15 年度までを第２期とし、通信指令業務の集約化に取り組み、令和 15 年度末からの県一消防指令センターの運用開始を目指す。

上記スケジュールのうち、長期的な目標年次を含む骨格部分については、実施計画策定過程における議論を踏まえ、実施計画において改めて定めることとするほか、その細部については、以後の各プロセスの進捗状況に応じて、各年度末時点で必要な見直しを行うものとする。

（６）広域化による消防本部体制の再編の必要性と狙い

①　消防本部の数と規模

本県では、現在、15 消防本部（単独８、一部事務組合６、広域連合１）が設置されているが、１消防本部当たりの管轄人口は、全国平均が 17.3 万人であるのに対し、本県は 4.3 万人となっており、管轄人口に比して消防本部数が非常に多い状況にある。

また、15 消防本部の下に 20 消防署が設置されており、１消防本部当たりの消防署数は、全国平均が 2.4 署に対して、本県は 1.3 署であり、本部機能と消防署の現場統括機能の区分が曖昧になりがちな状況にある。

②　消防本部と消防署の機能分担を明確化・再編

消防本部の体制について、消防本部と消防署との機能分担を明確化して再編することとし、広域化後、原則、消防本部の機能については、集約した上で広域連合本部へ移管する一方、消防署の機能については、庶務業務も含め、広域化後も消防署に存置する。

具体的には、広域連合本部の機能としては、市町村や県との連絡調整、人事・給与制度の立案、予算の編成と議会質疑対応、119 番通報受電や現場への指令、警防・予防・救急等の制度の企画立案及び法令解釈などを担う。

他方、消防署では現場活動の総括や、人事異動や給与支給等の運用、経理･契約など予算の執行の実務、現場出動及び個別事案の対処、各種届出の受付などの機能を担う。

③ 消防本部機能の集約による専門化・高度化

消防本部機能を広域連合本部へ集約することで、第１期にあっては、例えば総務関係では、コンプライアンス機能を強化し、パワーハラスメントのない働きやすい職場づくりを推進するほか、各業務における企画立案機能の専門性を強化し、デジタル化を含め高度な住民サービスの実現を図る。

④ 消防本部機能の集約により生じた余力を生かした現場力の強化

現行の 15 消防本部で行われている指令業務に従事する人員のうち、広域化後（第２期末）は約半数を広域連合本部に集約し、残る約半数を消防署所の現場業務に従事させることで、現場力の強化を図る。

⑤ 中山間地域の小規模本部における人材確保強化

広域化後は、県域全体をカバーする新たな本部体制への移行により、人口減少下での組織の持続可能性向上と規模拡大による職場の魅力向上を図る。

特に、人口減少に伴い郡部の小規模消防本部では、新規採用職員の確保に困難が生じているため、県域全体で新規職員を一括採用することで、中山間地域等の欠員補充を含め、広域的・計画的な職員配置を促進し、人材確保を強化する。

２　新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項

（１）新組織の構成及び職員配置に関する基本方針

①　新組織の構成

広域化後の消防体制においては、従来の１本部１署体制では曖昧になりがちであった本部機能と現場統括業務の役割を明確化し、管理機能を広域連合本部に集約することで、県内全体の消防行政における管理体制の効率化を図るとともに、各地域における現場対応力の強化を目指す。各組織の基本的な役割は以下のとおりとする。

ア　広域連合本部の基本的な役割

広域連合本部は、消防行政全体に関する制度や施策の企画立案、執行統括、国・県・市町村との連絡調整を担う。また、消防組織法上、県内で唯一の「消防本部」として、現行の 15 消防本部の本部機能を集約化する。

イ　方面消防本部の基本的な役割

方面消防本部は、広域連合本部と消防署所の間の連絡調整を担う。また、「管理運営協議会」の場等を通じ、管内の市町村長との意思疎通を円滑化する。

ウ　消防署所の基本的な役割

消防署所は、消防サービスや災害対応に係る個別事案の対処など地域住民に最も身近な現場対応を担う。また、消防署所間の運営調整に必要な庶務機能は広域化後

も存置するほか、市町村防災・国民担当保護部局との連絡調整も行う。

＜広域化後の役割分担（案）＞※指令業務を除く

組織名（箇所数）	基本的な役割と広域化の意義	主な業務		
		総務	警防・救助・救急	予防
広域連合本部（１）	○消防行政全体に関する制度や施策などの**企画立案、執行統括、国・県・市町村との連絡調整等** ○消防組織法上、県内唯一の「消防本部」として、**現行15本部の本部機能を集約**	・条例・施策等の企画立案、政策評価 ・組織体制、人事管理、給与、勤務条件等に係る制度の企画立案 ・予算の編成及び執行管理、決算の調製	・各種計画、運用方針の企画立案 ・消防車両、装備の購入等に関する計画策定 ・緊急消防援助隊や国際消防救助隊に関する計画策定、出動調整、訓練等	・予防行政に関する企画立案 ・予防関係法令、条例等の運用方針決定 ・署所での対応が困難な個別事案（大規模、高度な技術が必要な案件等）への対応
方面消防本部（６）	○広域連合本部と消防署所の間の**連絡調整** ○**「管理運営協議会」**の場等を通じ、**管内市町村長との意思疎通を円滑化**	・人事、財務等に係る広域連合本部と署所間の連絡調整 ・所管区域内における各種情報の伝達・集計業務	－	－
消防署所（40）	○消防サービスや災害対応に係る個別事案の対処など地域や住民に最も身近な**現場活動** ○**消防署所の運営に必要な庶務機能**は広域化後も存置 ○市町村防災・国民担当保護部局との連絡調整	・各職員に係る人事異動調整、給与の決定・支払等 ・個別の歳入歳出に係る経理、物品調達に係る契約事務等 ・消防団事務（市町村から受託）	・個別事案に関する災害、現場対応活動（消火、救助、救急） ・防災訓練への参加 ・消防水利の管理（市町村から受託）	・消防法等に基づく届出、許認可等（危険物規制等を含む。）の処理 ・予防査察・指導等 ・火災原因、損害調査 ・地域住民への防火啓発活動

②　職員配置

第１期（令和 10 年度～令和 12 年度）では、現行 15 消防本部の本部機能（通信指令業務を除く。）を広域連合本部に集約し、それに伴い人員の再配置を進める。

第２期（令和 13 年度～令和 15 年度）では、通信指令業務の集約化により、消防署で行っていた通信指令業務を県一消防指令センターで一括して行うことで余力を生み出し、それを現場へ再配置する。これにより、警防、救急、救助、予防の各部門における現場力強化を図る。

（２）新法人における所属毎人員配置に関する基本方針及び暫定的試算（シミュレーション）

①　第１期：広域連合発足時（令和 10 年度～）

ア　現行消防本部（消防署所の所管部分を除く。）の廃止に伴う消防長や次長などの管理要員及びこれをサポートする総務部門の要員数の減少を見込む。（管理職 20 名程度減、総務部門 40 名程度減）

イ　方面消防本部の新設に伴い必要と見込まれる、方面消防本部長及び総務部門の要員数の増加を見込む。

【職員配置イメージ（日勤職員）（計 43 名程度増）】

・中央方面消防本部
本部長兼署長１名、総務担当　17 名　　　計 18 名×１方面消防本部＝18 名

・その他の方面消防本部
本部長兼署長１名、総務担当　４名　　　計　５名×５方面消防本部＝25 名

ウ　広域連合本部の新設に伴い、同本部に配置すべき要員数を以下ⅰ）のとおり 60 名強程度と概算で想定し、これを以下ⅱ）により、確保することを見込む。

ⅰ）概算想定

【広域連合本部の職員配置イメージ（日勤職員）（計 60 名強程度）】

消防長１名、次長２名、総務担当 20 名程度（コンプライアンス推進室（仮称）、デジタル化推進室（仮称）を含む。）、警防・救急・予防担当 40 名程度

ⅱ）確保する人員見込み

a　上記アからイを控除した人員数　･･･20 名弱程度

b　現行消防本部において、警防・救急・予防部門に配属されながら、本部事務又は署所の事務に係る管理系業務に従事している職員相当数（約 160 人役）のうち、本部事務に係る管理系業務に従事している人員として広域連合本部への本部機能集約に伴い移管すべき人員数　･･･40 名程度

c　広域連合発足時の臨時的業務遂行のため、県・市町村等から派遣を求める人員数　･･･10 名弱程度

エ　上記ウに掲げた見積りは、暫定的な概算値であり、今後以下の観点から各消防本部と協議した結果を踏まえて、必要な見直しを行い、精査後の職員配置案を策定する。

・　現行消防本部において行われている警防・救急・予防業務に係る企画立案・計画策定・困難事案処理等の事務は、デジタル技術の活用等により、原則として広域連合本部に集約することとし、これらの業務の高度化を図る。この観点から、広域連合本部への移管人員数は更なる上積みを目指す。

・　広域化後も消防署所において担うべき警防・救急・予防業務に係る住民への窓口機能やこれらの業務遂行のために必要な庶務機能を果たすために必要な人員（交代制確保のための人員を含む。）については、精査のうえ、各消防署所に存置する。

・　上記の結果、広域連合本部において必要と見込まれる人員を上回る余力が生じると見込まれる場合には、各消防署所における現場力の向上に充てるものと暫定的に想定して各消防署所において留保する。

②　第２期：指令業務の統合時（令和 15 年度～）

ア　旧消防本部における指令業務の廃止に伴い、同業務に従事する要員数（100 人役程度）の減少を見込む。

イ　広域連合本部に設置する指令センターに必要と見込まれる要員数（47 名程度）の増加を見込み、これを踏まえて消防署所から拠出すべき要員数を最近の通報件数比率等に応じて算定（以下のとおり）する。

ウ　以上の結果、消防署所で生じると見込まれる余力（53 人役程度）については、各消防署所内における現場力の向上に充てるものと暫定的に想定して各消防署所に

おいて留保する。

【指令センターの職員配置イメージ】　計 47 名

・指令管理担当５名、指令要員 42 名（14 名×３交代制）

※方面消防本部ごとの拠出要員数

中央：29 名（第１期比で７名の余力）　安芸：３名　中央東：５名

中央西：３名　高幡：３名　幡多：４名

・現行の指令業務の人役数：99.5 人役

→　指令業務の統合時の人役数：47 人役　⇒　52.5 人役の余力

③　総括表

区分			箇所数	現行（R7.4.1時点）			広域連合への移行時の増減			第１期			指令統合時の増減			第２期		
				管理系	現場系	計	管理系	現場系	計	管理系	現場系	計	管理系	現場系	計	管理系	現場系	計
新組織		広域連合本部	1				[注１] 65		65	65		65	[注５] 47		47	112		112
新組織		方面消防本部	6				[注２] 43		43	43		43				43		43
新組織		小計	7				108		108	108		108	47		47	155		155
現行組織	高知市	消防局	1	91	4	95	▲55	[注３] ▲4	▲59	[注４] 36		36	▲36		▲36			
現行組織	高知市	署所	8	27	253	280		4	4	27	257	284		7	7	27	264	291
現行組織	高知市	小計	9	118	257	375	▲55	0	▲55	63	257	320	▲36	7	▲29	27	264	291
現行組織	単独消防	消防本部	7	50		50	▲22		▲22	[注４] 28		28	▲28		▲28			
現行組織	単独消防	署所	11	85	205	290				85	205	290		20	20	85	225	310
現行組織	単独消防	小計	18	135	205	340	▲22		▲22	113	205	318	▲28	20	▲8	85	225	310
現行組織	消防組合等	消防本部	7	60		60	▲24		▲24	[注４] 36		36	▲36		▲36			
現行組織	消防組合等	署所	21	110	263	373				110	263	373		26	26	110	289	399
現行組織	消防組合等	小計	28	170	263	433	▲24		▲24	146	263	409	▲36	26	▲10	110	289	399
合計		広域連合本部	1				65		65	65		65	47		47	112		112
合計		方面消防本部	6				43		43	43		43				43		43
合計		消防局・本部	15	201	4	205	▲101	▲4	▲105	100		100	▲100		▲100			
合計		署所	40	222	721	943		4	4	222	725	947		53	53	222	778	1,000
合計		消防学校への派遣等			57	57					57	57					57	57
合計		計		423	782	1,205	7	0	7	430	782	1,212	▲53	53	0	377	835	1,212

［注１］　広域連合本部には、消防職員 58 名の他、県及び市町村からの派遣職員７名を追加。
［注２］　中央方面消防本部 18 名（消防団担当５名他を含む）、５名×５方面消防本部＝25 名の合計。
［注３］　高知市消防局の現場系４名（日勤救急隊）は消防署所へ移行。
［注４］　指令要員を消防局・消防本部の人員としている。（高知市消防局 36 名、単独消防 28 名、消防組合等 36 名の計 100 名）
［注５］　高知市消防局の指揮指令要員 29 名、単独消防から拠出される指令要員８名、消防組合等から拠出される 10 名の合計。

（３）人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針

①　「消防力の整備指針」に基づく人員充足率の改善

「消防力の整備指針」が示す人員配置数は、市町村が目標とすべき装備、車両等や人員の整備水準を示したもので、国（消防庁）が定める一種の努力目標と位置付けられるものである。

広域化後はスケールメリットを反映して整備すべき装備・車両等の量自体の減少が見込まれるものであり、広域連合発足時には新たな消防本部体制の下で必要な装備水準及びこれに対応した人員配置数を再計算して提示する。

この努力目標達成に向けては、人員増に要する財源の確保が不可欠である。このため、整備指針に基づく人員充足率等の改善に向けては、三交代制勤務への移行、給与

水準の均一化などの人件費の増額を伴う他の諸課題の取扱いとあわせて、広域連合発足に伴う消防指令システム統合等による費用節減効果の見通しも精査しつつ、取組方針を検討する。

②　三交代制勤務への移行

※以下の対応方針としてよいか。

三交代制勤務は、職員の労務負担の軽減やワークライフバランスの向上といった観点から、働き方改革を推進する上で有効な勤務形態であり、あわせて現場の消防力の強化にも資することから、導入に向けた検討が望まれる課題である。

一方、三交代制勤務の導入に際しては、当面、１部隊を三交代とすることによる必要人員の増加や、それに伴う多額の財源確保が必要となる。

このため、今次の消防広域化に際しては、当面、地域における行政サービスの水準の決定に関する各市町村の判断を尊重する「多様性尊重型」の対応に軸足を置き、各関係市町村が地域の実情に応じて検討を行うことを要請する。

③　欠員補充等に要する人員増

※以下の対応方針としてよいか。

消防職員の欠員は、現場対応力の低下や職員の負担増につながることから、広域化に当たり、必要最小限の処遇統一として優先的に検討すべき課題と位置づけられる。このため、欠員の解消に向けて、必要な財源確保の方策をはじめとする条件整備について、関係市町村において速やかに検討を行うよう要請するとともに、広域連合における支援のあり方について検討する。

３　新組織の人事制度・運用に関する基本的事項

（１）人事制度・運用に関する基本方針

①　任用

※以下の基本方針としてよいか。

広域化前において市町村の消防本部に勤務していた消防職員は、広域化に際して一旦退職の手続きを行った上で、広域連合において新たに採用されるものとする。

なお、広域化前の勤務継続年数等については、広域連合に引き継ぐものとする。

②　職名及び階級

※以下の基本方針としてよいか。

職名及び階級については、現行 15 消防本部で異なるため、現状の職員数が最も多い高知市の現行制度をベースとして統一するものとする。

（２）新規採用職員の採用、配置等に関する基本方針（地域枠の設定等）

広域化後の新規採用は、人材確保や計画的な人材配置・人事異動の観点から、広域連合が一括して実施することを基本とし、あわせて、地域に根ざした人材の確保を図るため、一定の採用枠を地域枠として設定し、構成市町村の出身者等を優先的に採用することを検討する。

地域枠の設定に当たっては、採用後は一定期間当該地域に勤務することを条件とする一方、採用時の地域選択において第２希望を認めるほか、採用後の事情変更に応じた選択変更を柔軟に認めるなど、弾力的な運用を図る方向で検討する。

（３）既存職員の人事異動等に関する基本方針及び広域異動に関する暫定的試算

①　既存職員の人事異動等に関する基本方針

広域化後の人員配置として、一部の職員については、広域連合本部への配置など広域的な人事異動を求める機会が従来より増加することが見込まれるが、大多数の消防職員の場合、引き続き同じ管轄区域内での配置を中心とした人事異動の運用が想定されるものである。広域化後の人事異動はこのような見通しを前提として、職員本人の希望及び所属側の意向を踏まえて検討することとする。

②　広域異動に関する暫定的試算

広域化後、新たに広域異動の対象となるポスト数は、現時点での人員配置見通しを前提に試算した場合、第１期 21 人程度、第２期 18 人程度、合計 39 人程度（全体 1,205 人の約３％）が想定される。

ア　第１期：広域連合発足時（令和 10 年度～）

本部機能の集約化や、新たに設置する「コンプライアンス推進室（仮称）」「デジタル化推進室（仮称）」などの業務に対応するための要員として、高知市外の所属から広域連合本部へ 21 名程度の広域異動を想定。

ただし、本試算は、警防、救急、予防部門における人員配置について、現時点での仮算定に基づくものであり、今後変動を生じることがある。

イ　第２期：指令業務の統合時（令和 15 年度～）

第１期の要員に加え、広域連合本部に設置する県一消防指令センターに必要と見込まれる要員として、高知市外の所属から広域連合本部へ 18 名程度の広域異動を想定。

４　新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項

（１）職員の処遇の統一に向けての総括的な基本方針

※以下のとおりとしてよいか。

職員の処遇等については、当面は「(A) 多様性尊重」に軸足を置き、広域連合発足時点では必要最小限の均一化を図った後、消防指令システム統一等により処遇均一化のための所要財源確保の目処を立てるのと併行して、残る均一化の課題解決を検討する。

基本スタンス	基本的考え方	市町村の財政負担	基準財政需要額との関係
（A） 多様性尊重	市町村消防の原則に鑑み、処遇統一等は必要最小限にとどめ、各市町村の判断を尊重	均一化の範囲を絞り込めば財政負担は限定的	交付税は使途制限のない一般財源のため市町村の自律性を尊重
（B） 均一化推進	同一組織である以上、職員処遇等はできる限り早期に均一化	現実的には高水準にあわせるため多額の財政負担が生じる	交付税制度で保障された基準財政需要額レベルは最小限支出

（２）給与等の勤務条件に関する基本方針

広域連合の職員の給与等の勤務条件については、事務処理の便宜上、職員数が最も多い高知市消防局の現行制度をベースとして統一する方向で検討する。

（３）給料表格付等の取扱い（新規採用職員の扱い、既存職員の扱い、財政負担増の場合の財源確保ルールについての基本的な考え方）

※以下の基本方針としてよいか。

給料表の適用にあたっては、広域化前の実態を踏まえつつ、以下の基本的な考え方に基づき対応する。

- 新規採用職員については、高知市に準拠した給料表及び格付基準を適用する。
- 既存職員については、移行前の給料月額を下回らない号俸に格付けを行うこと基本として、高知市に準拠した新給料表に移行する。その際、新規採用職員の初任給引き上げに伴い若年職員との間で逆転が生じないように給料月額の調整を行う方向で検討する。

（４）諸手当、福利厚生等の取扱い（退職手当、広域異動時の宿舎提供等）

※以下の基本方針としてよいか。

諸手当及び福利厚生の取扱いについては、広域化前の実態を踏まえ、現状の職員数が最も多い高知市をベースとして統一する方向で検討する。

また、退職手当については、職員の在職期間を広域化前後で通算し、退職手当の不利益が生じないよう取り扱う。なお、退職手当の支給事務の取扱いについては、現行 15 消防本部で方式が異なるため、今後、対応を検討し、実施計画において方向性を定める。

広域異動する職員については、住居手当の支給等により住居の確保を支援する。

消防業務部会の以下の骨格（素案）について再掲

９　広域連合本部、方面消防本部及び消防署所の役割に関する基本的事項

広域化後は、消防行政に関する制度や施策の企画立案、国、県、市町村との連絡調整など消防組織法上の県内唯一の消防本部としての役割を「広域連合本部」が担い、広域連合本部と管内消防署所の間の調整を「方面消防本部」が分掌する。「消防署所」は消防サービスや災害対応に係る個別事案への対処などの現場活動、地域や住民に最も身近な業務に責任を持って従事する体制とする。

（１）広域連合本部の主な業務

消防行政全体に係る施策、組織体制や人事管理等に関する制度の企画立案及び執行統括、条例案や予算案の作成、警防・救助・救急・予防等、各分野における計画の策定など、広域連合全体としての意思決定に係る事務のほか、消防署所での対処が困難な事案への対応など、高度な技術を要する専門性の高い業務を担う。

（２）方面消防本部の主な業務

管内の消防署所の人事や予算などに関し、広域連合本部及び消防署所間との連絡調整窓口として情報伝達・集計等の業務を処理するとともに、管内の消防行政の円滑な運営に寄与する。

（３）消防署所の主な業務

主として消火・救急・救助などの現場における個別事案の対処活動に当たる。あわせて、消防団事務や消防水利の管理、火災予防業務（許認可・査察・防火指導等）を通じ、地域に密着したサービスを提供するとともに、地元市町村等との緊密な連携により、地域の安全を支える役割を果たす。

10　消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項

消防団及び消防水利に関する事務は、現状、市町村からの委託等により消防本部が担っている場合が多いことを踏まえ、広域化後も引き続き、広域連合が市町村から事務を受託

できることとし、主として消防署所において業務の処理に当たることとする。

受託する事務の範囲については、実務処理や分賦金算定の便宜上、役割分担方式の「標準形」を下記のとおり設定する。「標準形」と異なる取扱いを希望する市町村については、その意向を踏まえて、事務の実施主体のあり方を検討し、各市町村毎の対応方針を実施計画において定める。

＜消防団に関する事務の標準形（案）＞

消防団事務等	標準形（案）
消防団の設置主体、消防団長の任命、消防団への出動命令	各市町村において実施
団員報酬規程の決定・支給	各市町村が条例で決定、各市町村予算から支出
消防団固有の装備に係る支出、これに伴う補助金の受給	各市町村予算に計上して支出、受給
消防団と常備消防に共通する事務、これに係る収入支出	広域連合予算に計上して収入、支出 (各市町村は広域連合に分賦金を支出)

＜消防水利事務等の標準形（案）＞

消防水利事務等	標準形（案）
消防水利の設置、維持管理	各市町村において実施
水道の消火栓の設置及び管理に要する費用等の相当額の補償	各市町村
消防水利の指定、標識の掲示	広域連合予算に計上して収入、支出 (市町村は広域連合に分賦金を支出)

12　消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項

（１）出動体制・部隊運用の改善に関する基本方針

・広域化後、消防指令システムの統一を図り、現行 15 消防本部の管轄区域を越えて、現場に最も近い消防署所から必要な部隊を出動させる「直近指令」や出動可能な部隊が近くの消防署所にいなくなった場合に、他の消防署所の部隊を自動的に出動させる「ゼロ隊運用」体制を構築する。これにより、火災・救助・救急事案への現場到着時間を短縮し、迅速な出動体制の実現を目指す。

・南海トラフ地震などの大規模災害時においては、県全域での統一指揮体制のもと、状況に応じて柔軟かつ機動的な部隊運用を行うとともに、他県からの緊急消防援助隊の円滑な受入体制を確保し、迅速な災害対応の実現を目指す。

（２）消防広域化に伴う人員再配置（再掲）

・第１期（令和 10 年度～令和 12 年度）では、現行 15 消防本部の本部機能（通信指令業務を除く）の広域連合本部への集約に伴う人員の再配置を進め、広域連合本部及

び方面消防本部における組織体制を整備する。

・第２期（令和 13 年度～令和 15 年度）では、通信指令業務の広域連合本部への集約化により、通信指令業務を担当する人員を減少させて余力を生み出し、それを各消防署所の現場へ再配置することで、消火・警防、救急、救助、予防の各部門における現場力強化を図る。

（３）各部門における消防サービスの充実・高度化に関する取組方針

・各部門における装備・車両等については、重複を避けつつ、地域の実情に応じて計画的に整備を進める。

・県全域を通じた整備水準の平準化については、10 年間の装備・車両等の整備に関する計画を策定する中で検討する。

①　消火・警防部門

・高性能ドローンや走破性に優れた小型救助車など、最新技術を活用した資機材・車両については、広域連合本部においてデジタル技術の進展を踏まえた技術戦略を検討した上で、計画的に整備を進め、狭隘地や山間部をはじめとする本県の特徴的な様々な現場において、迅速かつ的確に対応できる警防体制の構築を目指す。

・広域化に伴う人員再配置による現場力強化や、「直近指令」や「ゼロ隊運用」による火災現場への初動部隊の迅速投入などを通じて、火災の拡大を防ぎ、早期消火を可能とする体制のさらなる充実を図る。

②　救急部門

・郡部から高知市内への長距離搬送については、複数の救急隊がリレー方式で搬送を分担する「中継搬送」を活用することで、郡部の救急隊が早期に自地域へ戻り、次の救急要請に備える体制を確保し、救急の空白時間帯が生じないよう取り組む。

・広域化に伴う人員再配置によって現場要員の確保や兼務の解消を進め、増加する救急需要に的確に対応するため、救急要請が多い昼間の時間帯に対応する「日勤救急隊」の体制拡充を図る。日勤救急隊は育児や介護との両立が必要な職員や、60 歳以上の経験豊富な OB 職員等で編成し、通常の交代勤務とは異なる勤務形態を取り入れることで、職員の働きやすさを確保しつつ、地域の救急体制の強化を図る。

・気管挿管や薬剤投与など、救急救命士が行う処置の範囲が年々広がる中、高度な救急資機材については、重複を避けつつ、計画的に整備を進める。あわせて、広域化による人員再配置を生かして訓練や研修を充実させ、救命率の一層の向上を図る。

③　救助部門

・南海トラフ地震などの大規模災害に備え、広域化による人員再配置を活かし、県

内から選抜された救助隊員で「特別高度救助隊」を編成し、迅速かつ高度な救助活動の実現を目指す。

・山岳救助や水難救助、都市部の中高層建物等からの救助など、特殊な条件下における救助技術について、県内各地の様々な訓練施設を活用した合同訓練を行うことで、救助部隊間の連携力強化を図るとともに救助技術全体の底上げを図る。

④　予防部門

・広域化による人員再配置を活かし、専門性の高い職員を広域連合本部に配置して、困難事案を処理する一方、各消防署では住民や事業者が身近な場所で相談や指導を受けられる体制を充実する。これにより事案の性質に応じて、より迅速かつ的確に必要なサービスを提供できる予防行政の実現を目指す。

・火災予防に関する許認可や届出の電子申請化を推進し、住民や事業者の手続きをより簡便にし、利便性の向上を図る。

・火災予防条例の全県域での統一をはじめ、制度や運用の標準化を進めることで、予防行政の質を高めることを目指す。

（４）住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立（一部再掲）

消防広域化により管理部門を集約することで生じた人員や資源を、デジタル化の推進、消防・救急・救助の高度化や、職員の働きやすさを支える施策へ振り向けることで、住民にとってより安全・安心なサービスを提供するとともに、消防職員にとっても魅力ある職場を実現する。

①　コンプライアンス推進室（仮称）の設置

パワハラ防止や、若手職員が安心して働ける環境づくりのために、広域連合本部の新たな機能として、コンプライアンス推進室（仮称）を設置する。

この室が機能することにより、若者や女性にとっては魅力的な職場となり、将来の消防の担い手確保につながる。また、消防職員にとっては職場の悩みが減り離職予防や定着促進につながる。

②　デジタル化推進室（仮称）の設置

ハイスペックドローンや電子申請等の消防ＤＸの導入により、組織の業務効率化と住民の利便性向上を図る。

この室が機能することにより、住民にとっては、例えば、手続きのオンライン化が進み、いつでも、どこでも申請ができ、予防手続きなどの利便性が向上する。また、消防職員にとっては最新機材の導入による災害対応力の向上や、各種手続きの業務負担を軽減することができる。

③　効率的な部隊運用（中継搬送の活用）

患者を長距離搬送する時に、途中で別の救急隊に引き継ぐ「中継搬送」を活用することで、早期に自地域に戻り、次の救急出動に備える部隊の運用を効率的に行う。

中継搬送の活用により、住民にとっては、最寄りの消防署に救急車が不在の時間帯が減り、安心・安全につながる。また、消防職員にとっては非番召集や長距離・長時間出動の負担を軽減することができる。

④　直近指令・ゼロ隊運用

消防指令センターを一元化することで、従来の管轄を越えて、現場に最先着できる部隊を出動させる「直近指令」や「ゼロ隊運用」を行うようにする。

これらにより、住民にとっては、現場に最も近い隊が駆けつけてくれるようになり、被害軽減・救命率向上につながる。また、消防職員にとっては到着遅れへの不安が減少し、初動対応の迅速化と効率化に貢献できる。

⑤　特別高度救助隊の創設

南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合に、迅速かつ高度な人命救助を実施することができる特別高度救助隊を創設する。

この隊により、住民にとっては、専門性の高い隊が活動することへの期待で安全・安心につながる。また、消防職員にとっては隊における訓練や活動を通じて高い専門性と高度なスキルを身につけることができ、キャリアアップに活かせる。

⑥　広域化に伴う人員再配置による現場体制の強化

直接部門と間接部門の兼務の解消を進め、現場体制を強化する。併せて、救急需要のピーク時間帯である昼間に対応を行う「日勤救急隊」を拡充する。

広域化に伴う人員再配置により、住民にとっては、昼間に運用されている救急車が増えることで、日々の安全・安心につながる。また、消防職員にとっては育児や介護と仕事を両立しやすい働き方の選択肢が広がる。

以上の取組については、①～③を第１期（令和 10 年度～令和 12 年度）から、④～⑥を第２期（令和 13 年度～令和 15 年度）から進める。